

文部委員会議録第十六号

昭和二十九年三月十二日(金曜日)

午後一時五十二分開議

出席委員

委員長 辻 寛一君

委員

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

委員曰井莊一君辭任につき、その補欠として田中久雄君が議長の指名で委員に選任された。

委員曰井莊一君及び松田竹千代君辭任につき、その補欠として吉田安君及び山村新治郎君が議長の指名で委員に選任された。

本日の会議に付した事件
義務教育諸学校における教育の政治的中立の確保に関する法律案(内閣提出第四〇号)

○辻委員長 開会いたします。
義務教育諸学校における教育の政治的中立の確保に関する法律案、教育公務員特例法の一部を改正する法律案の両案を一括して議題とし、前会に引続き質疑を続行いたします。

この際当委員会は教育の政治的中立の確保に関して実情の調査のため委員を派遣いたしました。その派遣委員が帰られましたので、その実情調査報告を聴取いたします。

まず第一山口県より順次御報告を願いたいと存じます。時間は大体理事事会において申し合せましたごとく、一

班三十分以内において、もし各県におやりになりますれば一人平均十分以内、こういうことになると思います。前田榮之助君。

○前田(榮)委員 第一班は最初山口県へ参りまして、教育委員会の会館におきまして、県教育委員会と、県教組と、それからPTAの会長、それから

第二組合ともいふべき学校職員団体連合会というものがあつて、その方から来ておりました。それから県下の校長の代表者が三人ほど見えておりました。われ／＼三人が質問をいたし

が、岩国におきましても市教育委員会が早く取上げまして、市教育委員会がこの使用をほとんど禁止的な状態へ持つて参りましたために、実質的には引

上げ等は行つておらぬようでありましたけれども、弊害は特に見るべきものがなかつたと云つてよい程度のように思

われたのであります。それからその点につきましては、この岩国等へ参りまして、岩国の学校職

員並びに教育委員会、PTAの代表者、その他地方の市会議員、単なる父兄の關係、こういう者も参列をして、

それから学校職員の中で実際にどういふことをやつたかというのを調べま

したけれども、実質的にはこの日記帳といふものを教材として――ただ日記

の指導をいたしたのはこれは当然いたしておりましたけれども、強くこの日記帳を利用いたしまして、そうして欄外

に書かれた偏向といわれておるものを力強く利用したような形跡はほとんど見られないという情勢であります。

それからわれ／＼の調査の直接の目的ではなかつたのであります。文部省の資料として出されておると、この山口県大島郡安下庄町の問題が、ちょうど山口県へ参りましたので、この事実を調べたのであります

が、この資料によりまして、野口安一なるものが学校におけるところの偏向教育について非常に非難をいたしました。そして、その町内の掲示板等にビラを書いて非難をした。これをかような偏向が事実あるのだというように、

文部省は鬼の首をとつたような意味でこういう資料を出されておるのであります。この野口安一に会いたかつたのであります。病気で休んでおりました。とう／＼会うことはできません

でした。それから教育長にはわれ／＼が帰るまでには会いませんでしたが、山崎君はあとに残つて――会つたかどうか、それは山崎君が帰つて来なければわかりませんが、ただ教育委員会が、かつてと称して、教育委員であり町会議員である者がわれ／＼と意見をいたしたのであります。そのほか学

校長やPTA関係等の者に直接会つて調べたところによりまして、野口何がといふものはほとんど無職であつて、いわば無頼の徒とまで言うほどでもございせんけれども、社会から相当非難を受けておる人物であるとも言われておりました。これがたまた／＼学校に対して非難をいたしておるのであります。しかしこの人がこういうような非難をする場合に、学校へ自分の

五年生になる女の子を通わせながら、その五年間にただ一回くらい学校へ連絡に来た程度の程度であつて、学校の事情等を調べるほどに教育に熱心なもので何でもない。そういう者であつてなお非難をするということが、はたして妥当なものであるかどうか。だから扇動されてこういうことをやつたのではないかといふようなことも考えられるのであります。この点は明確ではございせんけれども、そういう傾向であつたことだけは間違いない。こ

三月十一日
第一類第七号 文部委員会議録第十六号 昭和二十九年三月十二日

とにこの校長は安本という校長であります。この校長は政治的には共産主義などという方向は全然ない人でありまして、実際においては社会党右派の受田新吉代議士の崇拜者でありまして、選挙のたびごとに一生懸命にやるという人でありまして、左派を推す人でもなければ、容共などということとは全然口にも出さぬ人であるにもかかわらず、容共の云々ということでは非難をされておるようでありまして、これらの非難は全然当たらないものであるという事を私は見て参りましたので、この文部省の資料というものは、いかにも軽率な、根拠のないものを出されておるように見受けられておる。

日記帳のことは、日記帳に書かれた欄外の記事等は、すでに皆さんがお読みになつておられますから、この問題については私は説明する必要もないと思ひます。ただこの日記帳が偏向しておるといふことをかりに認めて——私もある程度まで認めるものであります。が、認めたといふにしても、実際に岩国が中心になつて問題になつておるのであります。約一万部ほど出ておるようでありまして、幾らも使用しておらない。全部で岩国に七百六十六冊出ておるのであります。岩国の小学校の中で、世間で最も左翼的だと称される学校でさえも、三分の一にも足りないものしか使用しておらない状況であります。しかもそういうようなことであるために、全般的生徒が教材として持つておるならば、かりに左翼的な先生がおつて、それを教材として生徒の前で欄外の記事を読んで聞かして、そうして左翼的な思想普及もやれるわけでありまして、きわめて少数

の生徒が買つておる程度でありますから、そういうことのできないのは真実であろうと思ひます。そういうような点から考えましても、最初県教組の意図が、あるいはそういう偏向教育をしようという意図であつたかもしれませんけれども、実質的にはそういうことがないこと、それからそのことは中央の日報組の指令に基いたものでなく、県教組のかつてな立場でやつたという情勢は大体的にみ込めるわけでありまして、

「大臣はどうした」「大臣を呼べ」と呼び、その他発言する者多し」

○辻委員長 要求しておりますが、今参議院の予算委員会に出ております。ちよつと速記をとめてください。

（速記中止）

○辻委員長 速記を始めて。

○前田（参）委員 それで山口県の日記の中に書かれてある欄外記事については、県教組と多少意思の通じた人々については、大体において平和教育に基づくものであるから正しいという意見が強く主張されましたけれども、他の団体は、偏向教育が中に織り込まれておることを大体認めたようであります。しかしながら前にも申し上げましたように、偏向教育を実際いかにしたかという点については、直接教育にはその弊害はなかつたという事で、弊害と認めるものはきわめて少い。教材として実際に使つたというやうなことに ついても、きわめて不明確だといふやうなことで、中央でかように大きく問題になつたことをびっくりいたしましたという傾向がきわめて強かつた。これは各団体ともそういう傾向であります。それから県教組が左翼的であることか

ら叛旗を翻しました県教育職員団体連合会、これが第二組合なんです。この第二組合の連中の意見は、こういうことで今回提出された二法案が出ることは遺憾であつて、われわれはこの二法案に反対する、こういうことで、偏向だと言つて文部省の方で非難されておる人々に叛旗を翻して、あなたの方の味方になるだらうと思はれる方々が、この法案についても反対であつて、遺憾であると言つて、こういうことを非難しております。

それから岩国においては、あそこには憲兵が——憲兵少佐が何か階級は知りませんが、おりました。しかもあそこはPTAの優秀な連合会長であつたかどうか、そういう役員をしていて、藤岡という方がおりました。職業は農業をいたしておるやうであります。この人が、今度のこういうことで岩国の問題が大きく問題になつて、これが今回教職、運動等による刑罰に処せられるというやうなことで法律が出たことについては、これこそ言語道断だといふ非難をいたしておりました。

こういうやうな情勢でありますから、大体といたしましては、左翼的である日記帳の回収は認めておりながら、この問題は、教職員あるいは県民、市民の自覚といふものです。それらの良識において、実教育に、文部省が考えたほどの弊害は与えておらない、実害は与えておらない、こういうのが実情だといふことを認めて参つたわけでありまして、

○辻委員長 亘四郎君。

○亘委員 文部省から本委員会に提出されました偏向教育の事例の資料といひまして、山口県の日記があるわけ

でありまして、この真実性を確認する意味におきまして調査に参つたものでございます。私も三人の委員は、山口市並びに岩国市の両市に参りました。県教育委員会、教育長、指導課長、また県PTA連合会事務局長、その他中小学校の校長、県教職員組合並びに県教職員団体連合会、こういう方々からお集まりをお願いしまして、いろいろ御質問を申し上げて参考にしたわけでありまして、

最終的に申し上げますと、ただいま前田議員から言われたように、この日記の欄外記事は明らかに偏向教育の形が認められるというものが、県教組の方々を除いた他の諸団体の意向でございまして、そこで実害の点から申しますと、これは教育委員の方やPTAの方の良識によつて、このものがあまり深く児童に浸透しない間に阻止できるといふことからいって、児童に与へた影響の被害は案外軽微なものであつたことも認められるわけでありまして、まず教組の方々のこの日記を編纂いたしました動機あるいは目的は何であつたかといふことを聞きますと、自分らが子供の生活指導をして行く上において日記を用いたのであつて、あらゆるものが大体的に親米的に取扱われておるものが今日の日本の状態である。従つて児童がその親米的の一方の考え方にあるものだけを材料に持つという事は、平和教育を推進するゆゑんではないからして、そのバランスをとるために、こうしたカレント・トピックスとして今いろ／＼論議されておる記事をとつて欄外記事として載せたのである、これは児童の平和教育を推進して行く上において必要である、こういう動機によ

つて編纂されたものであると言つておるのであります。そこでこのバランスをとるといふことは、一方が親米的であるから親米的のものによつてこれを中和するといふ考え方である。そういういたしますと、この日記編纂の意図は、明らかに親ソ的の意図をもつてなされたといふことは、彼らの語るところによつて私も解明できるものであります。これは明らかに偏向教育と申してさしつかえないと思ひます。また教材としてこれを扱つておらなかつた、きわめて限られたものに日記指導としてやつたのであつて教材ではない、こういう説明でございました。しかしながらいふ承りますと、各児童を集めて十日あるいは一週間おきにこれを日記指導という形でもつて話し合ひをするのでありますから、そうした話し合ひをした児童には、これは教材でなくとも、明らかに教材として取扱はれるところのおそれは十分あるものであつて、県教育委員会等におきまして、これを教材と解釈いたしました不適当といふ烙印を押して中止させようとしたことも、私は、適切な処置ではなかつたか、かように考えるのであります。またここに一番注目し値するところ考えられましては、県のPTA連合会事務局長の臨本氏の言でございましたが、この山口県におきまして教育会といふものがある。その教育会を構成しておるところの人々はPTAの方も参加されておられますし、おおよそ七千名からの会員がある。この教育会の決議といひまして、これは偏向教育として恐るべきものが包含されておるといふことで決議をいたしまして、この日記を児童に使用させることを禁止する

ことになったわけですが、その際これを禁止することに賛成された方が、教育会の方々のうち七五%で、三五%が反対されたというところなのでございます。そこでその決議といたしまして、何ゆえ不当であつたかという意見が述べられたのでありますが、これは私も十分傾聴に値するものだと思うのであります。第一番目には、まだ児童の心理的に十分発達しておらない段階において、今の欄外の記事は適当でない、こういう認識を持つたことが第一。第二は、その内容が反米親ソ的である。それで児童に親ソ的な先入観を植えつけるためにこれがなされておると思う。そうすると今の複雑、多難、微妙なこうした国際関係において、米ソいずれを可とするかあるいは不可とするかというように、この児童の判断に求めることはまことに無謀である。そうしたときに親ソ的な形を先入観をもつて植えつけさせようとすることは恐るべきことである。これが第二点であります。それから第三点といたしまして、単に自分らはこの日記だけを問題にしておるのではない。県の教組執行部が平和主義教育の指導方針といたしまして、平和教育という美名のもとに、判断力の未熟な生徒に、一方に偏したところの社会思想を吹き込み、過激分子の陰謀に味方することになるおそれがある。そうしたことは自分ら生徒を預けている父兄として監視するわけには行かない。こういうことからしてこれも反対の意見が強く打出されたわけでございます。また列席されておりました中小学校の先生の御意見でございましたが、自分らは現場職員として、組合等の関係に

おいて幾多困難を感じておる。それは現場職員として適当でないというものでも、組合の指令としてその意思に従わなければならぬということが一番困難を感じておる点である。こういうことを申されておつたのであります。この教組なるものが、そうした非民主的な考え方を持つて、その構成メンバーであるところの良識あるりつばな先生方がほとんどこれに盲従をしいられるというようなことは、実に考えなければならぬ問題ではなからうか、かように感じたのであります。また今も前田委員からお話ございましたように、今までの教組の活動方針に納得が行かなくてわかれられた職員団体連合会というものがございまして、この方たちの御意見は、日記そのものは確かに偏向と見なす、しかしながら今出そうとしておる二法案に対しては、やはり自分らは絶対反対する、こういう御意見があつたわけでありまして。しかし考えてみまするに、この二法案にそうした反対をされる意見の方々は、おおむね教育と自由という現実から遊離した上に立つての御意見でありまして、この現実を考えますときに、先生方の考え方に私自身は少々賛成をしかねる点があつたわけでありまして。なお私は調査に参りまして最も考えさせられたものは、この教組の活動のまことに徹底して徹底した活動の跡をつぶさにご覧になることができたのであります。それは若国市へ参りましたときに、その教育委員会の方あるいは教育長の方々が、私どもの調査にいろいろ便利をはかつてくださるようになつて、私どもも参ります時間やそうしたものが徹底し

ておらなかつた。従つてお集まりをあんまりつせんでくださる立場に立つて、十分連絡がとれなかつたにもかかわらず、そこにお集まりになつた父兄の方々の意見が非常に強かつたのであります。お集まりになつた父兄の方々は、ほとんど全部この日記の記事というものは決して恐るべきものではないという意見であつたわけでありまして。そこにお集まりの父兄の方々に、山口市における状態とまつた違つた結果を私も見たわけでありまして。しかも若国市はこの日記の問題の起つた根源地である。こうしたときに私も見せられたものは、今日私も三委員が行くにあつて、事前に早く父兄に連絡をとつて、その席上において父兄に訴えるべき要領を配つてあつたという事実をはつきり知らされたのであります。こうした点から見まして、その活動がまことに徹底しておる。しかも一方的な自分らの擁護の形を強く打出するとしておるということが明らかにされたわけでありまして、こういうことはその父兄の一人といたしまして、かつて憲兵であられ現在農業をしておられる藤岡さんの御意見がありました。この藤岡さんという人はまことにりつばな紳士で態度もきれいであつたといふことは認めますけれども、やはりかつて憲兵であつたと同時に現在共産党員であるということも前田委員の方から説明が漏れておつたのではないかと申すのであります。そういう点を一言申し上げます。

○辻委員長 第二班の報告を聴取いたします。田中久雄君。
○田中(久)委員 私ども第二班は岐阜県と京都へ参つたのであります。全般から見まして、調査は静粛に行われました。かつ関係者の意見は非常に詳細にわたつて伺うことができました。われわれの私見を交えずに、参考人として頼りました人々の意見をそのまま御報告申し上げまして御判断を願う方が適正だと思います。概括を申し上げますと、岐阜の方はあまり大したことはなく、京都の方ははいずれにしても、一口に言えば相當うるさい問題であるといふことが感ぜられたのであります。岐阜の方から初めまして、問題の第一になつておりました益田高等学校、この教員の田中達郎という人が被防法の嫌疑を受けまして検挙せられた。そして起訴をせられて目下裁判になつておる。御当人はすでに合意の上で辞表を出してやめておる、こういう実情であります。この田中達郎教諭といふのはどういふ人かといふと、学生中格別にそういう思想活動をしたことはなかつたといふことが警察も認めておる事実のようでありまして。この田中教諭は学校の成績もたいへんよかつたのであります。が、学校を卒業すると同時に先生になつたのが四月でありまして。そうしてその年の十月に検挙せられたのであります。学校は愛知大学の経済学部を卒業しまして、その間何でもなかつた。それがどうしてそういうことになつたかといふと、生徒の中に中川佳也といふのがおつて、これは家庭的に非常に不幸な子供でありまして、父親は軍人の少佐であつて、満洲で終戦を迎えて非常に苦しんだ。その後父親が死んで母親は旅館の裁縫師になつて働いておるといふ中におりまして、放任せられておつた生活のうち

性もあつて、前に同僚の生徒に暴行を加えて学校で処罰せられたこともあるという、家庭的に不幸な子供でありました。これがどういふうかんか共産党員である齋藤彰治というその地方では相當な共産党員と交際し始めて、大して深い思想はわからなかつたかもしれませんが、非常に激越な方向へ進んで行つたようでありまして。田中達郎教諭のところへは、この中川初め四、五名の学生が常時遊びに来ておつた。そんなところからたいへん騒ぎが大きくなつたのではないかと。中川が先か、田中教諭が先かは警察もわからぬといふのであります。警察ではやはり田中の方であります。こういううぼつたと起つた事件でありまして、これは教職員組合へは組合員としては入つておりますけれども、役員になつたこともなく、四月先生になつて十月にやめたのであります。それから全然無関係である。ただその後において一回だけ復職を頼みに来たことが二十八年の八月にありました。そのときに共産党の友人なる者がついて来まして復職を頼んだのであります。が、すでに本人は当時の斎藤校長に辞表を出しておるといつたら、その辞表は校長が圧迫して書かしたといふことを言つたのであります。が、本人を呼んで対決させますと、校長の氣持を察して私が出したといふことで、共産党員はそのまま帰つたといふ話であります。こういうわけで、概略であります。この事件でありまして、破防法で起訴をせられておりますけれども、その後学校内部にも何らの動揺も起らなかつたという特殊な事件でありました。

もう一つの、恵那郡の中津川小学校で昨年の十二月一日に、中津川の小学校及び教組主催で大井小学校講堂で行われたという事件であります。そのときに松川事件の裁判のことを取上げて、要請書をつくつたということが一つの問題になつておつたのであります。これもその恵那郡の中津川教組の委員長、書記長及びその辺の地教委の連絡会長などを招致しましていろいろ実情を聞いてみますと、これは当時その辺は冷害地のために欠食児童が出て来た。これに對してどうするかというのが会議の主たる目的でありまして、授業は繰りかえ授業をいたしまして、十二月一日の水曜日に行つたものであります。午前十時から十二時まで会合を持ちまして、冷害地の欠食児童の問題、それから教育予算の獲得についてどうするかという問題、人事異動の問題、こういうものを終りまして、午後は農村教育の研究会に入ることになつておりましたが、ちょうどその終りごろに列席者の一人の教職員から、松川事件とは一体どういうことかという質問が行われた。これに對して執行部の方から松川事件はこういうふうな聞き及んでおる、こういう回答をした。また次々と二、三の質問がありまして、それではというのでこの要請書をつくつて、鈴木裁判長に出そうというこゝにきまつた。その要請書というのはいくつかあると、その要請書、近ごろ新聞雑誌その他いろいろの問題になつております松川事件の公判について私たちも深い関心を持つております。私たちは各判事の方々の良心を信頼して公平なる裁判が行われることを信じておりますが、あくま

で司法権の独立を守り通すため、公正な裁判を行われましよう要請いたします。一九五三年十二月一日、岐教組恵那支部、鈴木裁判長殿。こういう要請書をつくつて出したというのであります。要請書の文言はたいだいま読みました通り、格別これが一党一派に偏するものではない。また逆に——逆にいうとおかしいですが、各判事の良心を信頼しておるが、ひとつ公正にやつてくれという激励のような要請書だといふのがわかりました。ただこの際少し變に思ひましたのは、集まりの目的が欠食児童の問題である、教育予算である、人事異動である、こういうときに、終りごろにばつんと立つて、松川事件という直接関係のないことを持ち込んで、しかもこれがあつたという間に、五、六分でもかかるというので拍手できまつたというのであります。その間に何か作意があつたのではないかと、うことも申しましたが、当時新聞でいろいろ書いておつたので、多少の関心を持つていられたものと思う。格別に計画的なものではなからうということでありましたが、あまり突然であつたので、少し憂な感じはいたしました。が、大した悪意はなかつたと思われるのであります。

もう一つは、岐阜県の教組が「教育時報」というものを発表して、おられます。そこにメーデーに参加しようといふ大きなものが出ておる。これは五人に一枚の割合で二千部印刷して各教組単位に分会にまかれたものであります。これはどういう動機でまかれたか、こういうことを尋ねますと、中学校の三年の社会科にはメーデー、労働祭という科目があつて、三省堂発行の中等社会科六の十二ページにそういう科目がある。ところがことに地方の先生は、メーデー、労働祭というものがどういう起源で、どういうことが起つて来たのか的確なことを知らない。そこで何か参考資料はないものかという問い合せがありましたが、事はやはり教科書の説明であるから、いろいろ探したけれども的確なものが見つめな。そこで昭和二十七年、一昨年のメーデーの前後に、日本労働組合総評議会の発行になりますメーデーの解説、これを間違ふといけないと思ひまして、日本労働組合総評議会資料より、こういうように出所をはつきりしまして、そしてこれを印刷して、あくまでも教科書の詳しい、何といひますか、説明の資料として配布をしたというのであります。学習の参考資料として配布した。ところが別に二十七年は何もなかつた。二十八年も子供からいろいろ聞かれるからというので、やはり同じものを刷つた。このときにはすでに別の資料というものをわけ加えたので、別にそれは書かず、社会科指導の参考にして下さい、こう書いて同じ文章をやはり同じ数量まいたというのであります。この間に格別な偏向教育をやるという意思もむろんなく、またメーデーというもののについては、ほか参考資料がなかつたので、当然やらなければならぬもので、公的な資料であつたと思つて実はやつておつただけのものであつた。こういう解釈でありまして、三人とも大体それには間違いないように思つたのであります。この三点が岐阜の調査でありました。

京都の方は駅へ到着をいたしました。と、教育委員会及び教組から三、四名ずつ。それから旭ヶ丘の父兄の方から、旭ヶ丘の偏向教育はないというのとで十四、五名陳情に来ておられました。ぜひ自分らの学校へ来て見てほしい、自分らの学校は決して偏向教育はないと思つたこと、ぜひ見てくれという強い要望が嘆願書をもつて述べられました。私が三人を代表いたしまして、われ／＼は必要とある方々にお出でを願つて、静かに聞きをしたのであつて、大勢の中へ出て行つて大勢の人から聞く意思は持つていない。どうしてもそういう必要があれば、こちらから伺うこともあるかもしれないけれども、今の段階においてはそういうことはいたしませんということと言つて断りました。同時にあまり騒がないでいてほしい。われ／＼は実態を見に来たのであつて、皆さんの要求や意見を聞きに来たのではないから、誤解のないようにということを強く申入れをいたしました。翌日は市役所の市会議長の応接室を提供せられまして、きわめて静かに午前九時から開始をいたしました。まず第一に旭ヶ丘の中学校と大將軍の小学校の両方の問題につきまして、市の教育委員会、それから市の教育長及び指導部長、それから区の教育委員が二名立会しまして、そのほかに一、二名職員がまじりまして、約二時間近くわたつて詳細に報告を聞いた次第であります。このあとで全部出てもらつて、旭ヶ丘だけの校長を呼びました。それから旭ヶ丘の校長が読みまして、偏向教育ありとする父兄の代表五名を呼びました。それからそれが終つて一回ごとに全部出てもらふのであります。偏向教育はありませんという人を五人呼びました。

それからその次に京都市の教組の中部会の部長と書記長及び京都府の委員長の三人において願つて、教組としての考え方を伺つたのであります。大將軍の方も同様な方法で校長以下別々に話を伺ひました。そこで旭ヶ丘の方であります。これは非常にかわつた現象だと思ひますことは、偏向教育ありとする方の熱心な主張者は、代表的に十五人で、大多数の父兄の方は、偏向教育なし、非常にいい教育が行われておるといふ説明でありました。まさきり両極端であります。そこで旭ヶ丘の偏向教育ありといふのはどうかといひますと、教科の内容その他について、子供の言動や子供が学校で聞いて来ることなどについて、かなり注意深くながめておる父兄が多い。一口に申しますと、いわゆる知識階級、大学の教授であるとか、新聞社の社長であるとか、あるいはPTAの副会長をしてる婦人であるとか、相当教育の内容について深い関心を持つた少数の方であります。それからそうでない方の、千人もの、いい教育だと言ふ方はどうかといふと、いわゆる一般の人々であつて、PTAの活動なんかを先生方と一緒にたいへんにぎやかにやつて、民主的にわれ／＼の意見も通るし、よくやられておるといふので満足しておる。そこに格別な危惧も持たず、ただ非常にいい学校だ、その証拠には就職率もいいし、入学率もいいといふふうな述べられておりました。少数の父兄の方たちは、非常に信念的というか、非常に真剣でありまして、偏向教育ありとする考えからむしろ非常に苦惱しておられる。PTAの副会長をしておられた婦

人などは、もう涙のこぼれる寸前まで話をせられて、非常に真剣に偏向教育ありということ、たいへん熱心に事例をあげて言われておりました。

そこで京都市の教育委員会は旭ヶ丘中学校長に對しまして勧告を出しております。非常に長いのでありますが読みます。

旭ヶ丘中学校長に對する勧告

旭ヶ丘中学校の教育についてはかねて特別の関心をよせていたところ、また去る十二月十五日に御校保護者有志の陳情を受けた。当教育委員会において御校の教育の實際について検討した結果、その運営の方法において適切でない点があると認められるので左記の勧告をする。

ついては、勧告の趣旨を充分に生かして、御校教育の改善進歩をはかられたい。

時恰も昨春は校舎の一部を焼失し、その復興も未だならず、幾多の困難を伴うことは察するに余りあるが、校長は学校経営の責任者として、教職員一同の和合をはかり、保護者をはじめ、校下市民の積極的協力を願ひ、生徒の努力を促し、旭ヶ丘中学校をして、よりよい学校たらしめるよう努められたい。

記

一、教育計画の整備をはかり、校長教員の責任を明らかにすること。

文部省指導要領一般篇、各教科篇及び本市教育計画を基準として、御校の實際に即した計画を立てること。

特に特別教育活動（ホーム・ルーム、生徒会活動）の年次、年間計画の設定には格段の注意を払われ

たい。校長はその計画の設定及び運営については、監督及び指導の責任を明らかにするとともに、教科担当及び顧問教員をして、それぞれ計画実施上、責任ある指導をせしめられたい。

二、指導方法を検討し改善すること。

生徒の自主性をつちかい、その能力を充分にのびさせるには自由の雰囲気が必要であるが、放任であつてはならず、混乱であつてもならない。校長始め教職員一致してよく生徒の発達段階と個人差に応じ、社会的環境をも理解してたえず指導計画の工夫改善をはかり、その方法の適正を期せられたい。

三、教員の組合運動と教育実践について、その限界を明らかにして混乱を来たさること。

教員が個人として政治的団体や教員組合に加入してその団体の決定になる政策や方針を支持することは、自由であるが（但し、地公法第三十六条第一項に違反してはならない）、生徒を対象とした教育実践には、学校の教育計画を無視して、それら団体の主義主張を直ちに持ちこむことは許されない。

ことに、日本の現状から教員が危機意識をもつとしても、徒らに焦燥感に駆られて、その危機意識が生徒に直ちに理解され、解決されなければならぬとしたり、又は唯一の解決の方途を示し、且つ誘導することは、当然避けなければならない。

四、教育基本法第八條（政治教育）を遵守すること。

平和を愛好する人間の育成に努めることは、教育基本法に示されている通りである。その為現実に社会的諸問題をとりあげる必要がある場合には、いかなる問題を如何にとりあげるかは、生徒の発達段階に即して行われるべきである。且つあくまでも批判的思考力を身につけさせる教育的考慮から為されるべきであつて、生徒の考え方に向偏をもたらず結果となることは厳に教育者の良識において慎むべきである。

五、次に具体的な問題についてのべることとする。

1、「校舎建設対策委員会」の如き性格の会の構成員に未成熟の生徒を参加させることについて。一般に構成員として能力に著しく差のあるものを同様な資格において会議に参加させることは望ましくない。

「校舎建設」というような複雑な問題と解決の方法とをもつ会に生徒を参加させることは、協議の過程における各種意見の討議が予想される以上、適当な教育的措置ではない。より適当な方法即ち教育的考慮のもとで生徒の要求や意見を反映させるようにすべきである。

2、「洛北民主協議会」に学校のクラブ活動としての新聞班が加入することについて。

学校教育の一環である新聞班が正常なる学校教育活動に非常なる影響を与え、且つ学校の主体性を阻害するおそれのあるような外部団体に加入することは、その外部団体がたとえ文化団体であっても教

育上適切ではない。

3、学習の材料として特定政党又は政治的団体の「機関紙」を使用することについて。特定の政党、政治的団体の機関紙の報道又は主張を教材として採用することは、その報道又は主張を正しいと断定して生徒に示す場合は勿論、単に説明する場合も機関紙のもつ性格から見て、基本法第八條第二項に反するおそれがあるので一般的には不適当である。

4、映画鑑賞について学校の教育計画の中における位置づけを明確にし、その選定の基準を各要素から検討して立て、生徒に教育的見地より多方面の経験を傳させるようにいたされたい。あげられた一つ一つの映画については、夫々特色があるが、全体として見るときは、その選定が一方に偏していると思われる。

5、文化祭の内閣問題の劇について。

劇そのものを見てないから内容的に批判することは出来ないが、現突の政治上、問題化している事柄を取り上げさせることは、教育的に慎重を期さねばならない。ことに生徒にとつて直接経験してないことや、資料不足のものを簡単に切りつけた解釈からす、めることは避けるようにいたされたい。

生徒が自主的に計画する場合にも教員の指導上の責任はまぬがれぬものであるから生徒の創意と工夫との指導に留意ありたい。

6、学校新聞について。

学校新聞はその編輯において取材

その他の偏向が見られることは否定出来ない。学校生活について色々の角度から編輯し、内容のゆたかなものとなるよう指導されたい。

7、外部団体の主催する行事並に集會に生徒が参加することについて。

政治的色彩の強い行事や集會へ生徒を参加させ、又は生徒が参加することは、基本法第八條第二項に違反する疑もあり、且つ教育的に見ても好ましくないから避けるようにいたされたい。（以上）

長くなりましたが、これが教育委員会から学校長へあてて具体的ないろいろな問題についての忠告をせられた点であります。この詳細につきましては両委員からいずれお話があると思いますが、当時学校長はこれを聞いてその事実を認めまして、よく努力をするということと帰つたのだそうでありましたが、約七、八名の先生がたいへんいいことと思つて、そういう方面の教育に熱を入れておる。あとの先生は、数は多いけれども、あまりそういう新しい教育には力を入れていないために、どうも校長がその方向にどうしてもひっぱられて行つておるようでありました。

なおここに私が一つ注意を要すると思ひましたのは、子供がやつております劇団の名前が白鳩劇団という名前でありましたので、これは私の狭い経験でありますけれども、私ももの住んでおります方にも白鳩会というのがありまして、これは明らかに共産党的文化活動である。同時にもう一つ問題が出て来ます大將軍の方にも、白鳩幼稚園

というのがありまして、これは選挙になりまして、その幼稚園が共産党の候補者の選挙事務所になるのでありまして、この名前にはたしてだれがつけたのであるか、偶然つけたのか、あるいはだれかがこれがよからうと言つてつけたのかと聞きましてけれども、これは先生も父兄の方も、かわいからつたんじゃないやありませんかということですが、これは全然関係がないのかもしませんが、どうもこの地方は、落北民主協議会というのがあります、相当やはり付近がそういう運動がすきなところでありまして、あるいはそういうものが織り込まれたのではないかと思います。もつとも劇団は今解散をしないというわけでありまして、たいへん長くなりましたので大將軍の方を申し上げますが、この大將軍の方でいろいろ事例がありました、その示されておる事例の大半は、校長は、これは偶然なようであつて、しかと認めてはおきませんでした、ここにも五人の代表は、非常に熱心に、明らかに偏向教育あり、その偏向教育も非常に極端な教育であるということ、たいへん熱心でありました。これも世間でいう思想が古いのかもしませんが、知識経験に富んだ人と思われ人たちがたいへん熱心にこのことを憂えておりました。一般の奥さんたちは、学校の教育活動が非常になごやか先生と父兄と一緒にやつてやられておるので、そういう恐いものではない、こつておりました、聞いておる方は両極端を聞きまして、たいへんきつねにつつまれたような気がいたしました。ただここで一つだけ特に私がどう

かと思ひまして、御参考に供したいと思ひますのは、昭和二十七年の九月八日にこの学校は突然給食を中止した。何でもないうなことでありますが、これは非常に大きなことじやないかと思つて、私はかなりつづ込んで聞いてみたのでありますが、中止の理由はどういふわけであつたかと校長に聞きますと、一学期間の要保護家族の子供たちの払えない給食料が一万七百元になつた。そこで一学期に一万七百元の赤字が出ては、この赤字の解決の見通しがつかない限り、非常に責任者として困るというので、市の方へこのことを願ひ出たけれども、これは今せつかく運動しておるが、ただちにどうというわけにいかぬ。市の方ではこれに對して給食は続けて行くように、いづれ解決することであつたさうであります。ところがこのことが九月五日の新聞に大きく載つたのです。これは学校が発表したわけではなかつたが、教員の一人か二人が教員組合へ行つておるうちに、新聞記者と會つて発表した。このことについては父兄は全然知らなかつた。ただちに父兄の方で問題になつて、やかましく騒いで、ただちに給食に対する協議会が持たれまして、その結果三十三名の給食料未納の家族のうち、二十五名までが保護家族に指定せられるようになつて解決を見た。また京都市において——これは市全般であります、給食費が五百万円だけ予算追加をせられて、よほどこれがよくなつたといふことは、一にこの二週間給食を休んだためであるといふことで、父兄はたいへんこのことを賞讃しておりましたけれども、給食を受ける学童

の数が約八百人でありまして、金が払えない子供は三十三名。そうしますと、大体三五%でありまして、私どもが聞いております全国の様子は、要保護家庭の子供が大体百分の三から百分の四、五くらいであります。そうするとこれは京都の大將軍小学校だけの現象でなしに、日本全国の現象である。しかもこれに對しては各地のPTAが話し合ひをして、寄付金を集めたりして子供にはずかしい思いをさせないでこれを解決しておる。また中には先生がそつと子供の給食料を払うというやうなことをしておる人もあるもので、この学校だけ、まだ市役所が続けてやりなさいと言つておるにもかかわらず突然給食をやめて、つまり一種の給食ストをやつたといふのはどういふわけか、一般ならこれは給食をやめなくても続けられておるはずのものと思うがどういふわけかと聞きましてけれども、ぶすぶす言つてはつきりしたことを言いません。結局これは校長の意思でもなかつたやうです。父兄の意思でもなかつたやうです。この問題はさう軽々にしてはならぬ問題だと思ひますが、これは共産党がやつたことで、学校には関係のないことだと思ひますけれども、衆議院の選挙のまつ最中でありましたが、五日の日に給食をやめるといふことが夕刊に出ますと、六日の日には、すでに共産党の公認候補者は、大將軍では給食をやめた。それはこつた、と言つて、貧乏な子供に国が出すのはあたりまえだ、これは政治が悪いからだと言つて、共産党がこれを利用したことがあるのであります。が、別にこのことは学校が直接宣伝したわけではないのであります。ときた

またまそういうときでありましたので、非常にも利用せられたといふことは言えると思ひのであります。なご詳細については両君からいろいろ具体的に御報告があると思ひますから概括御報告をいたします。

○辻委員長 伊藤郷一君。

○伊藤郷一君 委員 私は第二班に属して参つたのでありますが、私の立場からごく簡単に、また公平に、そうして率直にお話したいと思ひます。

最初に益田高等学校の事件でございすがこれは大体田中委員の話と同様でございます。当時の校長をしておりました齊藤氏が現在県教委の指導課長をしておりましたが、その人が話したことを、教組の方もおりましたが認めおりました。この田中教諭は教室におきまして、岐阜県の共産党の主人はだれであるとか、あるいはアメリカの政策に反對できないやうな政党に属する議員を選挙してはいけないといふやうなことを、生徒に言つたことは事實でございます。田中教諭もこれを認め、本人はその後注意して申しておらぬさうでございます。この事件は中川という不幸な学生とお互いに影響し合ひまして、この簡単な資料には出ていないが、相当活発な共産主義の活動をしたことは、これは事実でございます。斎藤彰治という共産黨員と交際しているといふことも明らかとなりました。ただここに出ております「山旅案内」といふ本は、名前はさうであつて、福光協会から出したやうになつておりますが、中に書かれてゐることはまったく共産主義の宣傳、宣伝である。これははつきりいたしません、田中教諭が書いたのだらうといふことを言われ

ておるさうであります。しかしこの件は武佐中学の事件と似ておりまして、中学を出て早々の田中教諭でございすから、これは教組というよりも、共産党の教唆扇動があつたかもしれぬが、これは個人の思想活動の方がずつとあざやかに出ておる、こつていふうに看取したのでございます。

それから第二の、恵那郡の学校において松川事件を話すために授業を休んだといふことでございすが、これは田中委員からお話がありました。これは表面上の名目は、確かに冷害に襲われたあの地方でございすから、冷害地欠食児童対策という題目で、繰りかえ休業をして十二月十一日に大井小学校の講堂で開催されました。十時から始まつて十二時に終つております。その間欠食児童の対策を中心にして論議せられたのは一時間半くらいでございまして、あとの終りの十分くらいと申しておりますが、その中学の校長も来ておつて申したのであります。一教官から、松川事件とはどんな事件かという質問があつて、先ほど議事されたやうな要請書がただちに決議せられた、こつていふわけでありまして、私はよく考へてみたのでございすが、これは表面は確かに欠食児童対策の会合であつたと思ひますが、それを一部の者がこの松川事件の判決の事前にご利用した、またこの会合が利用されたと断ぜざるを得ないのでございす。

第三のメーデーの解説を繰評から諸君して、二年も続けて出したといふことは、これはやはり私一つは偏向であると思ひます。そこで文部省にお願いしたいことは、あちらの教師に聞いた

まず旭ヶ丘中学の事件について申し上げてみたいと思います。この文部省から出されている事例の、荒神橋事件に参加した者を賞讃したことはないということを、われ／＼と同じ考えを持つてゐる立場の父兄の代表は申しましたけれども、あとの父兄は全部これを認めている。まづたく当委員会と同じでございまして、およそ日本の縮図であり、世界の今日の縮図であらうと思ふ。（笑声）ただはつきりしておきたいことは、この学校の立場を擁護する父兄は、なるほど数は多いけれども、これらの人は、そういうことを聞いておらぬ、知つておらぬと言ふだけでございますが、一方のこの学校に偏向教育ありとして指摘しているところ向の立場の父兄は、いついづか自分が見

のがございましたが、これは父兄八名、教員八名、卒業生八名、生徒八名、そうして生徒が常に議長でございます。すべて一対一で決議されている。まづこれは生徒による学校の自治会で、共産党の指令通り動いているのでございます。そうして、この旭ヶ丘中学から出る新聞は、たくさんいただいて参りましたが、これはまづたく今の中学生ではそういうものを書けない。まづたく八名の推進力になつてゐるところの旭ヶ丘中学の先生が、指導していると思われるような記事がたたくさん載つております。警察官などをポリ公と言つてゐる。あるいはアメ公と云つてゐる。あるいは満ち／＼であるのであります。校長はどうであるか、この中学の橋本栄治郎校長は、認めたり認めなかつたり、今日までいろいろな心的苦惱を経て来ているように思われますが、（笑声）そのときのわれわれに對する公述といたしましては、アカハタを説明の教材に用いたという

映画の問題でございますが、ああいう映画だけを鑑賞しただけでなくて、それは認めつつ、そのほか「エベレスト征服」や「白い馬」というような映画も認めるというような、中間的な立派な立場をとられている。あるいは平和祭に百五十名から参加したのも、生徒のリクリエーションとして父兄会もこれらを認めて、海水浴を兼ねて行つたのだ。しかし他の学校も非常に参加者が多いということも認めていただきたい、と言つております。

しかし、他の学校も非常に参加者が多いといふことも認めていただきたい、と言つております。

それからPTAの、いわゆる偏向教育ありとするところの十五人の父兄のうちの代表五名が現われたのでございますが、みな身分を明らかにいたしました。奈良放送局長の夫人であるとか、

中学一年生の一組でございますが、そのとき受持の教官がアカハタを讀んでいるのを確認しておると、はつきりこう申しております。あるいは十一月十日に三年生の何君でございますか、数学の時間にも先生がアカハタを讀んだということをお申しております。そうい

て労働歌を黒板に書いて教えた。なお中塚という学校長の奥さんは、こういうふうに言っております。私も暗然としたしました、二年生のこの人の子供は非常に明るい子供だったけれども、旭ヶ丘中学に通っているうちにだんだん暗くなつて、ものを言わなくな

それからこれに反対するPTAの五名の方は、これを黙認しておりますけれども、今言った方の学校の偏向教育を指摘する方は、インターを教室の黒板に書いておる。これは福田という主人の子供がそう言っておるのでございます。時間がかりますから省きまして、これに反対して学校を支持して

でも偏向教育が行われてないと思う。ただ聞いたことはない、知らないというような反対論でございます。これに對する府教組の見解はどうかといふのと、この一々を否定するとか肯定するとかいう立場ではなくして、これは伊藤藤執行委員長が言つた通り書いて来な

のでございますが、これらの個々のことが問題なのではなくて、究極において教育の効果が上つているかどうかで問題だ、個々の事象にとらわれる必要はない、こういうことを言われたのついでに、こういふことを皆様方の御判断を願いたいと思ふのであります。

先ほど田中君から話がありましたように、私から言わせれば、そういう欠食児童が出たことをもつての幸いといいたしまして、給食を父兄会に相談しないのでやめてしまつた。そうして今度それを、自由党が軍事予算に狂奔しているからこう、いうことになるのだというように、なところへ持つて行つたというよ

月の二十六日でございますが、連絡が届いております。この大將軍の小学校校長の加柴貫一という人は、この人と個人的には非常に仲のいい奥田といふ人でございましたが、この人の申しさすには、非常に人のいい人で、人としてはいいけれども、気が弱くて、ほ

全部否定している。(笑聲)そのときじや仲川房次郎という代議士が入つてきて、きみ、今言つてすることはそうじゃないか、あとで後悔するな、こういつて言われた場面も出たのでございませう。(仲川房次郎とは何党の代議士だ

と呼ぶ者あり。仲川房次郎ではありません。京都から出てくる自由党の代議士です。

それから学校の教育に偏向がありとした代表のうちで森定という婦人は、PTAの紙上を通じて教育の中立性を確保しなければならぬということをおっしゃる、勇敏に闘つておりますが、また一方別の方からこういうものが出てきて、この大將軍の通学区域から森定とか及川というものを放逐しなければならぬということ、非常にはげしい闘いが行われております。森定とい

れからこの校長はほんとうに気の弱い人と思えて、野路という人の証言であります、校長は名取、名越という人のところへ行つて、私の力では何ともしやない教組の情勢になつた。父兄は今こそ立ち上つてくれと泣いて言つたそうでございます。それからまたPTAの会長のところへ昨年の暮れ、一日には聞きませんが、昨年の暮れに行つて、校長は、自分は大將軍の先生はばかやうだといつてやりたういふ持だ、こういうふうにしておつたそうであります。

う婦人が言うには、自分は十八のときから市川房次郎の指導を受けて来たものであつて、あらゆる場合において自由党に投票したことはない、反自由党だ、しかしこの大將軍の政治的教育の偏向については、絶対許されな

それから二十七年の八月二十三日の午後二時から三時の間、その間夕立があつたそうでございますが、奥田という人が学校の教員室に入つたところ、校長と教頭がおり、二十二、三人の先生が全部おつて、ここでも推進力は八名ぐらいたうございまして、そこでいろいろ話をした。学校給食をやめたならいへん父兄の反対があるだろう、あるいはまたソ連か何かの方に会議があつて、出席する、それに行ける者は何等官待遇で行けるとか、広島と神戸に集まるとか、そういうような話をしていたといふことで、私はそういう環境、雰囲気を感じておるのでござい

うことを申されたのでございまして、一々の事例については全部認めておりますから、ここでは申し上げません。ただ自分たちが今退場して、今度かわつて入つて来る学校の立場を擁護するところの五名の婦人は、婦人民主クラブのものである。いわゆる共産主義的な団体のものであるから、よく注意して聞いてくれといふ言葉を残して出て行かれた。そこでわれわれは聞いたところ、この中の國府田あいさんという人は、私は婦人民主クラブに属しておるが、あとの人はそうではない、こ

最後に、私は母校は京都大学でございますので、昨日の午前京都大学に参りまして、教育学部の教官にほとんど会つたのでございまして、理想としてはこういう法律はほしくないけれども、あの日教組の膨大な組織と、あり余つた資金とを前にして、現段階におきましては、こういう二法案を成立させる必要は十分あるのだ、大学の学長であるとか、あるいは新聞の論説委員

というふうな人々は、現場の学校の実態を知らないからあつた理想論を唱えられるのだといふことを申しまして、教育学部とは申しませんが、京都の方の教育学部に属しておられるの教授諸君は、この旭ヶ丘あるいは大將軍における偏向教育を十分認めて、憂慮しておつたのでございまして、なお文部部の原部長あたりも、まづたく私に同感をいたしました。

これを要するに、本日ここに持つて参りませんでした、京都の教員組合から出しておられるところの情勢報告という十数ページの冊子がございまして、この今まで申しました事例、事件というものは、全部この情勢報告の指示通りに動いておると私はここで断言してはばかれない。職場に關する態勢をつくるためには、給食、教科書等の子供の問題、地域における問題、人事や日常学校行事や、職場の労働条件等の問題を取上げて、校長に要求し、父兄に訴え、父兄、校長とともに当局に當る、こういう行き方が完全にこれらの事例に現れておる。京都の地教委の福原委員長は、純真な生徒とまじめな先生を救うてこととして、この二法案の通過を心から期待する、旭ヶ丘中学の偏向教育、大將軍小学校における偏向教育、これらは実に日本における偏向赤化教育の氷山の一角にすぎないといふことを叫んでおられた。この言葉を最後に、私の報告を終ります。

○辻委員長 野原君。○野原委員 第二班の岐阜、京都でございますが、大休田中さん、伊藤さんから報告をされたようでございます。そこで私は、三人が同じ見解に到達したであろうと推定される事柄に關しま

しては、できるだけ省略をいたしたいと思つたのでございまして。そこで最初に御報告申し上げたいことは、同じ岐阜県の問題であります、すでに申されましたように、岐阜県におきましては、三件の調査をいたしました。益田高校に關しましては、大休事案の内容は田中さんが申されたことで尽きておるのではないと思ひますが、ただここで申し上げたいことは、そこに列席いたしましたすべての関係者の方々、たとえば県の教育委員会の西尾委員長、中沢教育委員、川口教育委員、岐阜県教育委員会の学務課長、指導課長、あるいは校長会、あるいは地方教育委員会の連絡協議会長、あるいはまた県会の文教担当の議員さん、こういう人々がすべて一致した見解として私どもに申されましたことは、田中さんの問題は今日裁判に係属されておる。これは破防法違反として公判中でございます。従つて一切の事態は裁判が明確にするであらう。たとえば田中氏が共産黨員であつたかどうかといふことも、実ははなはだ不明確なのであります。校長にしても、教育委員会にしても、警察にしても、これが共産党に入社しておつたかどうかといふことも、実ははつきりしていません。こういう状態でございまして、これはすべて裁判が明確にするであらう。ただ言ひ得ることは、教員組合の組合活動とは何ら關係がないといふことを——おそらくあの議員さんの中には、保守政党内に属される方もあつたと思つたのでございまして、すべての人がそれを承認しておられたといふことは、田中教諭は昭和二十七年四月に益

第二の恵那郡の問題でございますが、これも事実内容に關しましてはできるだけ省略をいたします。ただここで申し上げたいことは、千藤という恵那郡地方教育委員会連絡協議会長でございます。この方はお年は七十歳ぐらゐの御老人のように私は拝見いたしました。あとで聞いたのでございまして、元海軍少佐の経歴を持たれていらつしやるようであります、この方が声をふるわして、私どもに次のようなことを申したのでございまして。私は今日の新しい教育に對しては、むしろ固い人々から言われるくらいの人間でございますが、かかる事実無根の発表を文部大臣が出したといふことについては、何としても了解できません。事実無根の発表とは、偏向教育事例の中にございまして、岐阜県教組恵那支部では、管下小中学校において、松川事件の判決の際、小学校四年以上の児童に對し、授業を休んで松川事件の概要について話をした、しかもその話の内容そのものがこの事例の報告にある。このことは地方教育委員会連絡協議会長として絶対承服できない。これは私だけではございませぬ。恵那郡に

田高等学校に就職をいたしておるのでございまして、問題が起つたのは十月でございます。組合に組合員として入つたではありましようけれども、この組合に、よく文部省が問題にするような教組活動に偏向があるといふようなことは、まづたくの事実無根であるといふことを、私ども三名あるいは立ち会われた方々全部がおそらく認識されたといふことを、重ねて申し上げておきます。

田高等学校に就職をいたしておるのでございまして、問題が起つたのは十月でございます。組合に組合員として入つたではありましようけれども、この組合に、よく文部省が問題にするような教組活動に偏向があるといふようなことは、まづたくの事実無根であるといふことを、私ども三名あるいは立ち会われた方々全部がおそらく認識されたといふことを、重ねて申し上げておきます。

恵那郡を侮辱するものであり、恵那郡内の教育者全体の名誉を毀損するものであると憤激をいたしております。従つて皆さん方にお願ひがある。お帰りになりましたら、どうかこの恵那郡下における発表記事は取消していただくようにしてもらいたいという御意見が述べられたのでございます。そこで私は県の教育委員会、教育長、その他の関係者の方々に、これは重大だと思ひましたので、松川事件云々というような事実の発表を文部省がされておるわけでございますが、このことについて何か照会なりあるいは注意なり一度くらいあつたと思うが、いかがでございますかというところをお尋ねいたしましたのでありますが、そのようなことはいないと言ふのであります。教育委員会に対して何らの注意も照会もしていないというところが明確になつたということとを、岐阜県の恵那郡における第二の案件についての報告としておきます。

第三の岐阜県教職員組合のメーデーの記事に関する問題でございますが、これは田中委員が申されたことで戻さるやうであります。教育時報という新聞は教組の機関紙でございますが、この機関紙教育時報に、メーデーについての記事を掲載しておることは事実であります。昭和二十七年五月一日の機関紙、同じく昨二十八日五月一日の機関紙にその記事がございまして、それは日本労働組合総評議会の資料からとつたとはつきり出所を明確にいたしております。そこでいふ、教育関係者、単に教組だけではございせん、すべての方々が一堂に会した話合ひでありますから、私も意見を交換したのでございまして、メーデーというの

は今日一つの大きな社会事象であります。子供のお父さんが、あるいは兄さんが、五月一日になれば勤労者の祭典としてのメーデーに現実に参加してゐる。自分の父兄が参加しなくても、隣のおじさんが、あるいは子供が通学の途中に、たくさんの方々の人々が集まつておる集會を目にし耳にするわけでありまして。こういう社会事象から教育者が子供の目を遮断するということ自体が、実は批判されなければならぬことは申し上げるまでもないであります。

従つて県の教組がメーデーの記事を取上げて書いた、しかもその中に各学年相応の理解ができるような学習計画を立てることが望ましいという注意書きを書いたということ、私は、私は教員組合としてどこに一体非難さるべき点があるのか、疑わしく考へるものであります。三省堂発行の中学三年の教科書を実は私はここに求めてみました。文部省検定の教科書でございます。この文部省検定教科書の終りの方に、メーデーという記事がございまして、「五月一日の労働祭、全国労働者の国際的示威の日、一八八六年五月一日、アメリカの労働者が八時間の労働、八時間の休養、八時間の睡眠のストライキの行動に始まり、一八八九年第二インターナショナルがこの日を国際的な祝祭日とした。わが国でも大正九年第一回が行われてから年々盛大になりつゝある」というような記事が検定本にあるではございせんか。そしてこういう記事がある以上、これを社会科の教科において各学年相応の理解ができるような学習計画を立てようという教員組合の機関紙が書いて、一体どこが非難さ

れるのでございましょうかと私が発言いたしましたところ、そこにおられた方々はほとんどの方がうなずいておつたということをお報告いたしておきます。

そこで私はな同行いたしました伊藤委員が、実は私は自由党から頼まれて来ておりますと言つて次のことを質問されましたので、これは私の調査事項ではございませんが、御参考までに報告しておきます。恵那郡の上村というところの小学校、中学校におきまして、昭和二十八年七月二日から七日にかけて「行け、人民広場へ」という映画を見せたことがあるのではないかと、こういうことを自由党のどなたから頼まれて来られたということを申ししておりました。このことに関しましては、そこにおられた人々がまつた心当りはないという回答であります。なお恵那郡の岩村という小学校で授業参観の際、これまた「行け、人民広場へ」を見せたのではないかとという質問を伊藤さんがされたのでございまして、これに對してもまつたところのような点に對しては心当りがない、こういうことであつたということも、この機会に御報告いたしておきます。これは伊藤さんの報告があるかと思ひましたが、ございせんでしたから、私から報告いたす次第であります。

それから京都府の問題でございますが、旭ヶ丘中学校と大將軍小学校における偏向教育についての調査をいたしたわけであります。最初に京都府の教育委員会の委員長福原という方、ついでに申し上げますが、この委員長は自由党に党籍を持たれた方でありまして、それから教育長の不破さん、市川指導部長、それから京都府の教育委員数名、三田という京都府の教育次長、京都府の市会文教委員長その他府市の教育委員会事務局の指導担当の方々全員と、最初に私も会見をいたしましたのであります。そこで私は次の質問をいたしました。第一点は、文部大臣が偏向教育の事例として旭ヶ丘中学と大將軍小学校をこらんのように出されておるのでございまして、この点に關して京都府の教育委員会として何か心当りがございまして、もつと早く言えば、市の教育委員会の御報告によつてこれが出てきたわけでございましょうか、実は私は文部委員会でも質問したけれども、大臣がお答えにならぬからこの点をお尋ねすると申しますと、旭ヶ丘中学に關しましては昨年十二月二十八日文部省の伊藤調査課長が京都に参りまして、京都クラブで不敵教育長、橋本校長、市川指導部長、この四者の会談を持つたということがはつきりいたしました。文書で報告したことはございせん。教育長がはつきり、私は口頭で申したということでありました。そこでこれはよほど慎重にやらないといへんなことになると実は思つたので、口頭で言つたことが、文部大臣は文書でこれを出しておるのでございせんから、一つ／＼の内容についていかに吟味をしないといけないといふことを私は感じた。そこで第二に、大將軍に對してはいかがでございましょうかと申し上げました、大將軍に關しては実は口頭で述べたこともなければ文書で報告したこともなければ、なおまた三月三日に文部委員会において発表されたこのことに対して何らの注意も連絡もございせんといふことを、は

つきり教育長が申したのでござい

ます。そこで私も最初は最初に旭ヶ丘中学の校長、それからPTAは、問題があると言われておる父兄の方五名、学校教育に何ら偏向はないと仰せられておる方五名、最後に教組の代表、こういうように三名が打合せをしておりまして、その手順に従つて実は校長に會つて偏向教育の具体的な点についてお尋ねをいたしましたのであります。あなたは片寄つた思想教育を進めて来たかどうか、こういう質問をしますと、私は日本憲法と教育基本法に忠実にやつてきたつもりであります。これは橋本校長の回答であります。そこで具体的な事例に入りまして、実はあなたの学校の教育は見る人々によつて偏向だと指摘されているのだが、その点についてどう思ふかと申しますと、あるいはそのようにござらんになる方もあつたかとも思ひますし、また現に、実は父兄が問題にして教育委員会に陳情されてゐる。しかしながらそれは校長の方針ではない。絶対に学校が組織的、計画的にやつてゐるものではないといふこととあります。そこで具体的な事例の——これは皆さんごらんいただければわかるのですが、アカハタを讀んで教えたという点は、京都府教育委員会が決議をあげまして、軍事基地反対の声明書を發表した。それがアカハタに載つたものでございまして、京都府教育委員会がこういう声明書を發表したといつて、そのアカハタを先生が持つて行つて、府の教育委員会がこういう發表をしたといふことを実はやつたので、説明の資料に一回だけ使つたことが校長の調査でわかつたのであります。

す。授業の前後に再軍備反対——普教
育勸諭を授業の前後に四年以上はそら
で言つたように言つてゐるということ
でございますが、これはまったく事実
無根でございます。例の京都大学の荒
神橋デモの事件——これは警官と衝突
してたぐさんのけがを出し、死者も出
たやうでございますが、この荒神橋デ
モに参加した子供を先生がほめた。こ
ういふ偏向教育の事例があればこれ
たいへんなことだと実は私も思つた。
これを調べてみますと、子供は見に行
つたやうです。参加ということではデ
モの中に入つてデモ員になることです。
そういうデモがあつて騒ぎが大きくな
ると、これは何だろうと思つて見に行
くでしょう。絶対に賞讃した事実はな
い。このことは、実は偏向教育があ
る問題にしているPTAの代表者の方
方も、賞讃とまではいかでございま
しょうと言われるくらいでございま
す。文部大臣の報告書は問題にして
いる父兄の考え以上の事柄になつて
いるのであります。それから数学の時
間に労働歌、インターを教へてゐると
いうことでありますが、この点は父兄
の間に対立があります。教へてゐると
いう父兄もございいます。しかしそのや
うなことは、私は子供に聞いたの
だ。はつきり何年何組と言われるから
聞いたら、私の子供はお母さんそんな
ことは決してありませんと言つており
ます。こう言つてゐる。これは対立。
裁判でも一、二箇月も事実の調査が
かかるのですから、こうなると非常に困
つたのです。それから平和祭に参加し
たということが具体的事例にあります
が、これはPTAの補導部が決議をし
まして、夏ですから子供が浜寺の海水

浴場に行く。実は大阪で平和祭大会が
あり、いろいろ舞踊や歌があるやうだ
から、リクリエーションとして帰りに
先生が責任を持つてそれを見て来て
くれというPTAの決議でやつたこと
が明らかになりました。水かけ論じや
ございせん。そこで「原爆の子」と
かあるいは「シンデレラ姫」とかその
他たくさん映画を見せて、全生徒の
感想を書かせると事例集ではなつてお
りますが、この点は問題にした父兄も
申しております。感想文を強制的に
書かしたのではございせんと言つて
おります。これは書きたい者は、映画
を見たのですから、感想文を書きさ
なさい。先生がある意図的に片寄つ
た映画を見せて、意図的に片寄つた映
画の教育をやるかのような報告に偏向
教育事例はなつておりますけれども、
そのようなことはないとすることが、
実は両派とも一致した意見でありま
す。

そこで申し上げますとたくさんある
わけですが、時間もないうですすから
簡単に終りたいと思ひます。申し上げ
たいことは、田中さんも指摘をされて
おられました、実はPTAのたぐさ
んの人々、千何百というたぐさんの人
人は、今日旭ヶ丘中学校の学校教育に
対しては何らの不平も持つておりませ
ん。私の独断ではありません。もし問
題があるならば——水さんという方
方が問題にしているのですが、その方
方に対してどうかPTAの役員会に持
ち出してくれ。PTAという学校の機
関があるのですから、そこに持つて来
てくれと頼みに行くけれども、どうい
うものか寄つてくれませんという
ことをPTAの代表が歎いてゐるので

あります。私はこのことはきわめて残念
に思つたのでございいます。従つて言
得ることは、PTA千数百名は旭ヶ丘
中学校に關しては問題にしていな
い、十数名の方々——署名は百九十何
名をとつたと申されておりますが、調
査をしてみますと、それは中学校の子
供の父兄の署名ではなくて、中学校の
校下の小学校が三つないし四つござ
います。その校下の父兄の署名をとつ
て百九十何名ということが明かになつ
てゐる。この点非常に残念に思つたの
であります。もし偏向教育がありとす
るならば、これは学校の先生、校長とい
うものがあるのですから、よく話し合
ひ、あるいはPTAというものがあ
るのですから、そこで十分話し合うべ
きではないか。ところがたゞ／＼いろ
んな声明書をつくつて市の教育委員
会にとり込んで行つたりしたのですか
ら、新聞が大きく取上げて、大達
さんの教育に対する考え方に火をつけ
るやうな取上げ方をして、実は騒ぎが
こまで大きくなつたということを私
ははつきり確認をして歸つて来たので
あります。

大將軍に關しましては、給食の問題
は少し田中さんと違ふのですが、これ
は給食ストではない。これはなるほど
九月八日になりました、一学期の給食
の会計が一万数百円赤字が出たので、
この調子で行きますと、実は三十何名
も金を払えない子供があるから、校長
としては赤字がだん／＼ふえて行つて
どうにもならないから、あちらこちら
に相談をして、たとえば教育委員会、
あるいはPTAの役員さんにも御相談
をして、赤字解消の見通しがつくまで
しばらく給食を待とうという考えをも
つてやつた。それがたゞ／＼給食スト
というところで報道せられまして、給食
ストによつてこのような行動に大將軍
の先生方が出たというやうな取上げ方
をしてゐると私は確認して参りまし
た。

なお、伊藤さんがいろいろ父兄の意
見を中心に申されましたから、私は最
後にこの点一点申し上げます。大將軍
のこの問題にしておる父兄の中に、森
定春校長という御婦人が参りました。
たいへん雄弁な方でありました。こ
の森定春さんが、私のあとでPTA代表
として来られた五名のあの御婦人はみ
んな婦人民主クラブの方です。婦人民
主クラブの方は共産党です、こういう
やうな押しつけを私どもにやる。そし
て私も実は非常に不愉快でございま
し、あとで入つて来られた学校主事の
御婦人の方に、あなたは婦人民主クラ
ブの方ですかと聞いたら、そうではな
い、その中の一人が婦人民主クラブの
人です。今日御田さんが婦人民主クラ
ブの会長さんの方ですが、婦人民主
クラブは共産党の外廓団体であるのか
どうか、これも実は問題があるので、
そういう感情的なものが実は多分にあ
つて、大將軍のこの問題にしておる父
兄の一部少数の方が動いておるとい
うことを明確に断言できます。何とな
れば、その日大將軍ではPTA全員の総
会が講堂で持たれておるのでありま
す。そうしてその役員代表が来て、
どうかこのPTAの総会を見て歸つて
くれと私どもに申しましたけれども、
残念ながら私も三名は、そういう
やうな会合には出ないということを申
し合せておりましたから、行きません
でした。どうか来てくれ、どういふ会

議をしてゐるか見てくれというので
す。ところが問題にしたその五名の方
方は、実は大將軍教育後援会なるもの
を別個につくつております。これは聞
くところによりますと、私どもが京都
に着く前の日にその結成大会をあげて
おる。何だか私どもに対する示威とし
て、つまり大將軍小学校のPTAの全
体が受入れてくれないから、一部不平
不満の学校に対して極端な反感を持
たれておる人々があるボスのもとに動
いておる父兄が、そういう後援会をつ
くつて問題を大きくしておる、京都市
の教育長は、あるいは教育次長は、大
將軍のこの問題について、私は責任が
持てない、私はどうしても確認するこ
とができないというのを申しておつ
た。なおそれを教育長が言うときに、
京都市の教育委員長福原さんは自由党
の方です。教育長、君は何を言うか、
こう言つて私どもの前でしかつたとい
うことを最後に申し上げまして終りま
す。

○辻委員長 第三班の報告に移りま
す。松平忠久君。

○松平委員 第三班の調査は青森県に
おきますところの警察機関の教員の
調査に關する事例、それから岩手県に
おきます姉妹中学校並びに一関小学
校における偏向教育の事例に關する調
査であります。

第一の青森県における警察官の教員
に対する思想調査、この事例に關しま
しては、三月九日青森市の県立図書館
において、松本國警隊長、神警備課
長、それから盛田県教組委員長、越谷
同書記長並びに森山という青森県地
教委の協議会長、この人々を呼んで
県の教育委員会の副委員長、教育長

並びに学校指導課長の立会いのもとに調査をしたのでありますけれども、時間の関係で現地にいくこともできませんし、また関係者一同、参考人等呼ぶこともできなかったものであります。従つてこれは先般調査しました参議院の方々の調査が、私どもの調査よりあるいは十分な資料を持つて帰られたのではないか、こういうふうにするか、教員組合の方からあげられておる事例としては、蓬田村における駐在調査の同村教員の組合学校の模様を調査したという事は七件の調査の事例であります。そこでこれを大別してみますと、大村の教員組合のやつておりますところのこの組合学校の内容についての調査が一件と、法案研究会の内容調査が一件、その他二件ということでありますが、その中でわれわれ調査の結果法案研究会の調査の事例というものは、誤解に基づくものであるという事で、双方から取消した事例が一件あります。このおもしろなる論点は、調査が上司の命令に基いて行われたものであるかどうか、あるいは警察官の方で書面による調査を求めたかどうか、また何ゆゑ一体かかる調査が必要であつたかというようなことについて論議が集中されたのであります。そこでこの警察側と教員側との意見の対立があらわして、結論から言いますと、やや水かけ論のようなくあいに終つたのであります。おもしろなる意見の対立を申し上げます。蓬田村の事件につきましましては、同村の小山内という巡査が二月八日並びに九日両日にわたつて村の組合学校の模様、参加人員とか、

あるいは講師の氏名とか、話の内容とかいうようなもの調査に、斎藤という校長に対して書面による調査を要求した、こういうことであります。これは県教組側の言い分でありまして、この書面による調査の要求というものは、二月八日にもまた九日にも行われまして、そうしてこの書面は簡単な書面を校長が渡したというものが県教組側の言い分でありまして、これに対する警察側の言い分は、小山内巡査を調べたところ、書面による報告を要求したところはない、また簡単な書面等を斎藤という校長から受取つた覚えはないというふうにして陳述している、これは警察側としては信用するよりほかにしかたがないので、これ以上調べる方法がない、こういう返事でありまして、それから次に教員大会の模様についての五所河原の事件について、やはり意見の対立があるものであります。この意見の対立としては、教組側のその当時の調べられまして黒滝という村の地区の教員組合の書記長であります、約二時間ばかり調べられて、あまりしつこく聞くので、これは一体上の方からの指令によるものだろう、こういうふうな言つたところが、三橋はこれを肯定したと、こういうふうにして主張しておるのではありません。ところが警察側の方の陳述によりますと、三橋という刑事を調べたところが、黒滝の方がしつこく上司の命令だろうと言つて聞いている、肯定もしないのに一人で早合点一人のみ込みをしているように思つてゐるのだらう、こういう主張であります。次に中川村の事件というのも大同小異でありまして、中川村の駐在巡査佐々木巡査が、夜八時ごろ学校の宿直室

に來たのであります。そのときに同巡査は旧正月で酒を飲んでおつたんだが、本署から電話で調べて来いと云つて來たので、実は來たくなかつたけれども來たんだと、こういうことを言つたというところが、県教組側から述べられたのであります。これに対して警察側は、佐々木巡査を調べたけれども、かかる発言をしたことはない、そういうふうな事実はないと思うという陳述であります。柏木町の事件は昨年九月のことでありまして、三上という刑事が柏木中学の津島教諭を訪れて、柏木地区の教員大会の模様を聞いて資料を要求したので、やむを得ずこれを渡した、こういう主張であります。これに対して警察側の陳述は、同刑事を調べたけれどもかかる資料を受取つたことはないという返事でありまして、なお上司の命令があつたかどうかということにつきまして、警察側の陳述は、国警隊長は国警隊長としてかかる調査の命令を出したことはない、もし出したとすれば、管区一斉にこういうことが起るはずであるかと思ふ、管下には約二百二十ばかりの派出所があつて、問題となつてゐるのは一署四派出所にすぎない、この点を見てもこれがわかるはずである、こういうことを申し上げておきます。調査の要否についての警察側の陳述であります。が、法案研究会が二月十日ごろから二箇村に一箇所という割合で行われるとの新聞記事があつた、また教育二法案が世間でいろいろ騒がれておるので、気のきいた警察官とすれば管内の事情を何くれとなく熟知するを要するので、これについて調査をするの

は当然であるというのが国警隊長の言い分でありまして、そこで結論的には先ほど申し上げたことを繰返すことになりまして、けれども、この教員の会合が一体治安維持にどの程度の関係があるかどうかということが一つの問題でありまして、治安維持の名のもとに、治安維持に必要でない調査をするということが、はたして妥当であるかどうかということが問題になるかと思ふのであります。次に、気のきいた警察官であればその行為は当然であると主張しておるその国警側の主張であります。が、他の派出所に今までのところは全然問題はなかつたのであります。このあげられた事例だけであるという点から見ますと、国警隊長の言つてゐることはちよつと私もふに落ちない。つまり気のきいた警察官のおところはやるけれども、気のきかぬ警察官のおところはやらないというふうな受取れたのであります。次に文書報告、上司の命令の有無、これに対する双方の主張陳述の対立でありますけれども、これもわれわれとしては判断をするだけの資料は、これ以上入手が不可能であります。従つてどちらの言葉を信用したらいいかというところに迷うわけでありまして、警察官の方の言葉を信用すると片方がうそを言つたことになり、片方が正直だといふのであります。従つてもし警察官の方からうそを言つてゐるのではない、正しいのだといふことになると、警察官よりも一般的に教養、文化の程度の高いものの方が不正直といふことになるのであつて、これは私は日本の教育に

對して非常にゆゆしい問題が將來起るのではないか、従つて懸念されることは、この二法案が通りました場合において、こういうようなことが非常に起る可能性があるということを私は懸念しながら、この調査を終えたのであります。次に岩手県の姉妹中学校における偏向教育の事例、これは文部省から出された偏向教育の事例の中にもあります。が、これについては事前に盛岡市の教育委員会が予備知識を得まして、現地の胆沢郡姉妹中学校に参つて、同地の教育委員会の委員長初め委員の方々、それから教育長事務取扱、学校長並びに若干のPTAの方の意見を徴したのであります。この事件は姉妹中学校の教諭の高野善一という者が、偏向教育その他約十二項目にわたるところの教員としてふさわしからぬ行為があるというので、去る一月二十三日付をもつて姉妹村の教育委員会から懲戒免職の処分につせられて、一応この事件は地教委の手で解決されたのでありますけれども、懲戒処分が苛酷であるという理由をもつて、同村の公平委員会に対して不服の提訴を行つて審査の請求をしておる事件であります。この懲戒処分の処分書に記載されておる理由並びに補足説明書を見ますと、その中において偏向教育としてあげられておる点は、大體次の通りであります。これは文部省の報告と大同小異であります。が、その第一点は、本人があらゆる機会に教室を通じて階級意識、階級闘争を宣伝し、扇動し生徒に特定政党を支持し、またはこれに反対するための政治教育を図表等によつて行つておる。そうして、これをカパーセンとして憲法第

九条を抜書きして教室に張らせ、憲法を懸用してある。これが第一の理由でありまして、懲戒免職の理由書に明記してあるであります。第二として、特定政見ととも学校内卒業生とか在校生を使つて印刷をしたりあるいはこれを村内に配付した。そして同夜は黨員を宿直室にとめたというところであります。第三として特定政見の雑誌を教室から紹介したという点がある。これらについて同村の佐々木教育長事務取扱の説明によりますと、教室を通じて行われたところの偏向教育としてあげたところは次のごとくであります。

憲法第九条を抜書きして教室に張つておいたこと、他の条項とともに抜書きして張つたものならばよいが、特に第九条だけを抜書きして張つたことは、憲法の懸用であり偏向教育であるというのであります。これには私も驚いたのであります。これが教育長事務取扱の言であるからなお驚いたわけでありました。その次は日本の戦争前の地図と戦争後の領土の狭くなったところの地図、この領土を比較した地図を書いて、これに和解と信頼の講和という題をつけて教室に張つてあつた。これが反米思想であり偏向教育であるというわけでありました。第三は世界地図を書いて、アメリカがどの国にどのくらいの援助をおよそしたかという援助の額を示して、アメリカは日本よりも西欧諸国によい援助しておるの、結局アメリカは日本よりも西欧の方を大事にするであろうということを示しておるの、反米であり偏向教育だ、こういうことであります。第四は戦車一台で住宅が何軒できるかを図表

で示した。それからB三六、一機で学校が約二百校できることを図表で示したものを教室に掲示しておつたことは反戦思想であつて、特定政見を支持することを生徒に暗示する偏向教育である、こういうのであります。第五としてあげたのは、隣り村の桜川村というのに、十一月二十六日に火事があつて、その農家の子弟が焼死したという事件があつたが、これを社会科の教材として取上げて、火事の原因はせんじ詰めて農家の経済の逼迫、農村の労働者に最低賃金制の確立がないということ、供出制度にいろ／＼な不合理があるということが原因してあることを話したことは、特定政見の主張であつて、偏向教育の事例である。それから第六として、「このころのふるさと」という卒業生の書いた論文集のようなものがあるわけでありましたが、この「このころのふるさと」というものが偏向的な内容を持つておる。それを学校の生徒に買わせてこれを読ましたことは偏向教育である。七として、展覧会に生徒の作品として軍事基地の地図を張らせました。これは夏休みに生徒が書いたものですが、それを展覧会に張らせたことは反米思想であつて偏向教育である。同時に生徒が詩をつくつたが、その詩が共産党の機関誌「新しい世界」に載つたのを、先生が「日本一流の雑誌にのつたから御覧下さい」という張り紙をして吸煙室か何かにそれを出したことは偏向教育である。以上が偏向教育の理由として説明したところでありました。これに対して佐藤校長の口頭の説明があり、この事件を契機として転任することになったその機会に「村の皆様へ」という文を発表しておりますが、

この佐藤校長の口頭並びにこの文書による意見は次の通りであります。「高野は極めて熱心であり、正義感の強い率直無比の男である。社会科では成るべく生のものを取扱い真実を知らせることがよくよく、判断は青年に達したときにすればよいという考えで真実を求めさせるように生徒を導くことがよく考えている。決して満点の先生だとは思われない。多少の行過ぎはあつたと思うし、たま／＼複雑な様相を感じる村の姿の中に、持ち前の性格が出た点で批判を得たが、社会科の先生としては正しい教育を行つて居たと思ふ。物の見方考え方については啓蒙したと思ふ。桜川村の火災のことは自分の村のことであり、その真実を職員室で語つたことがあり、材料は多く自分から出て居り、決して偏向教育とは思つていない」というのが校長の口頭の陳述並びに文書による陳述であります。そこでこれに關して岩手日報が社説を掲げておりますが、この社説の中で次のようなことを言つておるのであります。「この村のことが雑誌『婦人公論』昨年四月号のつた直后から高野をこの村から追い出したいと村長や村教委が考えていた」という一節があるのであります。また、先ほど申しました懲戒処分

の理由書にも、高野が婦人公論に記事を提供したということが一つの原因としてあげられておるのであります。従つてこの高野が村政を批判した、なおまた高野は村政を批判するために自分で執筆したガリ版刷りのものを配つたのであります。配つたのはこの者が配つたのでありますけれども、配つたという事実があつて、そのガリ版刷りはかなりこつびどく村政をやつつけておるのであ

ります。従つて高野の村政に対する批判並びに婦人公論に対する高野の記事の提供というやうなことが高野と村当局との間に非常な対立關係を生んだのではないかと、こういうふうな思われまされども、婦人公論に対する記事の提供というものは、岩手日報記者の言によりますと、高野が一部提供したの

は事実と思われるが、大部分はこの婦人公論の記者が自分で歩いて得た資料であるということをお言ひしております。そこでこの封建的な村政に対する批判で村当局が高野を追い出したという腹をきめまして、村長の名前で村の教育委員会に対して高野の言動調査を依頼して来ておるわけでありました。その結果、高野を追い出す一つの理由として——理由は先ほど申したやうな二項目あるわけでありましたが、その理由の一つとして、偏向教育の有無というものを探して前述のやうな事例をあげて出したのであります。

なお教育長事務取扱のあげた偏向教育の事例等に——その他の理由に對してもですが、高野は文書によつてこれを反駁しております。なおその反駁書の中で、村の教育委員会が一回でもまた一人でも教室に来て自分の教育ぶりを見た者があるかどうか、見た者はない、これはきわめて残念だ、ということをお言ひしておるのであります。それから生徒の詩が「新しい世界」に載つた、しかもそれを「日本一流の雑誌にのつたから御覧下さい」という紙を張つておつたということについては、これは「教育評論」——実はこれはパンフレットにつくつて各雑誌社に送つたので、教育評論にも載つたということをお申し添えておるわけでは

そこであつた。その結論といいたしますものは、生徒の詩が「新しい世界」——これは共産党の機関誌だと言われておるわけですが、それを「日本一流の雑誌にのつたから御覧下さい」ということを書いたこと、これはどういう意図に基いて書いたかということ、高野を調べてみないといふわけが、高野を調べたこと、これが偏向教育のおそれがあるといえ

ば言えることではないか、「このころのふるさと」というものを教材に使つたとすれば、これも偏向教育と見られるおそれがある。それからこれは偏向教育とやら違ふわけですが、共産黨員を宿直室にとめたということが事実であるとすれば、これは不穩当である、しかしその他の事例については一体これを偏向教育と見なすべきやいなや、現在の憲法並びに教育基本法のもとにおいては校長はこれを正しい行き方であると言つておるわけでありました。そこで申し上げたいのは、この婦人公論の中に実は教育問題について載つておるのであります。これを讀み上げまして私の報告にかえたいと思つてあります。ちょうど校長と高野が出張中の留守に村長、助役らが突然中学へやつて来た。そしてずか／＼と留守の高野教師の教室に入つて行つた。教室の壁にはいろ／＼な表が張つてある。爆撃機一機で学校が幾つできるとか、戦車一台で住宅が何軒建つというやうな絵入りの説明が張つてあつた。講和条約の説明もあつた。放課後で教室には掃除當番の男女十名の生徒が残つていた。村長は、生徒をつかまえて尋ねた。「お前たちの先生は、ソ連はいい国で、アメリカは悪い国だと言つてはいないか。」生徒は答へた。「おら

たちの先生はソ連のいいところも悪いところも話した。アメリカのいいところも悪いところも話してくれた。そこで村長は、「お前たちの先生は、自由党は悪い政党で、社会党や共産党はいいと言つてはいないか」生徒は「先生は選挙のとき、自由党はこういう政策綱領だ、改進黨はこうだ、社会党はこういふ綱領を掲げていると話してくれた。そしてお前たちは大きくならなうよく研究して、選挙のときは判断を誤らないようにするんだと言つた。」そこで「ここに張つてあるものを前たちはどう思うか。」先生はお前たちに新しいことをたくさん教えてくれてありがたと思つてゐる。村長はひとり言のように、「おれなんか古いから」と言つた。そうすると生徒はそれを聞きつけて、「村長さんの古い話も聞かしてください。ときどきこうして来てください。お前たちは新しいことは先生から幾らでも聞ける。だから古い話も聞きてえんです。」そして村長は、「どうもお前らにやかなわねえ」と言つて苦笑した。ということが書いてあるのです。これは三年生であつて、社会科の担当であります。以上が大体の報告でありまして、私見を交えておられます。

次は一関小学校の君が代問題の件であります。この一関小学校の君が代問題は、ここにあります通り、文部省から偏向教育の事例としてあげられておるわけでありまして、これは昭和二十七年と書いてあるものであります。卒業式の打合せに君が代を歌つたらどうかという先生がおるのに対して、他の教師から、君が代は時代錯誤だ、われ／＼は天皇のためになるような人間をつくるために教育に携わつてゐるのではない。君が代を歌わせるなどというのはどんな意図のもとに教育しておるのか。そんなことなら教育者になる資格はないと言つてゐる。こういう事例で反対意見を述べた、こういう事例であります。これに対して一関小学校の校長並びに教師数名、一関市の教育委員会の方々と教育長、それからあとではPTAに会つたのであります。これについて調査をした結果は、いづれもかかることについては全然心当りがない。一体どういふわけか、こういうことが報告されたのか。だれが報告したのか。文部委員の方々が来ればわかると思つた。何か資料をお持ちになりましてかといつて、逆に言われた。調べてみたけれども、いづれもかかる事例はない。君が代というやうなものがある。そのとき話題になつたかどうかということも全然覚えてない。但しその君が代を歌わなかつたということは事実である。

そこでこれがどういふことで、さういふ誤報が文部省に伝わつて、これが偏向教育の事例としてここに／＼／＼と掲げられておるのか、まことに不可解な話である。われ／＼として、あくまでこれについて文部省に抗議を申し込みたいといふことを教育委員会の方々に言つておつたのであります。われ／＼が一関市を出発する停車場に、PTAの代表の方々が、そのときPTAの總會を開いておられましてその席から駅までやつて来まして、これは全然事実無根であるといふことを決議したといふがどういふわけか、それが載つたか、それを文部省に詰問したいのだといふやうなことを言つておつたのであります。従つてわれ／＼の判断からいへば、これは第三班の調査に行きました国会議員三名の一致した判断でありますけれども、まことに不可解な事件であります。これについては、おそらく将来一関市からも相当抗議が出て来るのではないと思われるのであります。

以上簡単に御報告申し上げた次第であります。

○辻委員長 小林信一君。

○小林(信)委員 大体松平委員の報告で私の報告しようとするところが重複しておりますので、それ以外の点につきまして簡単に御報告申し上げます。

まず青森県下の警官の教職員に対する思想調査の問題でございます。これはまず調査した事実があるかないか、さらに調査の理由、またその調査が何らか国あるいは県等の中心から指令がなされておるかどうか、こういうことについて調査をしたわけでございます。大体先ほど松平委員から説明された通りであります。国警隊長は、一署四駐在所のやつたことに對しましては、事実調査をいたしましたといふことを答えておるのであります。しかもそれはその調査並びに刑事を呼びまして、その人たちから丁寧な調書をとつて、それに対して詳しく説明をしたのでございます。しかしその調査の指令とかあるいは国警に對するところのいろいろ／＼な内容等については、全然国警におきましても聞知しない、ただ駐在所の調査あるいは刑事が、新聞等で教研大会あるいは教育擁護大会といふやうなものが今日非常に問題になつて

おるから、勘を働かせあるいは職業意識を働かせて、しかも日常態度であるから調査したのであるといふことをわれわれは把握しておる、こういうふうな言つておるのでございますが、これに對しましては、前の晩一応聞いておきながら翌日学校に直接行つて、できるならば文書でもつてそういう事実を報告してもらいたいといふやうなことで言つておる点を考えますと、これは相当こういう行動に對して当局が何か一致した考えを持つておるのではないかと、いふやうな点を私たちが説明したのでございます。警察の方では、われ／＼はそういうふうな意図に基いたものでは、個人々々の自由な意思でもつてやつたのだといふことであります。こういうことは教育に多分に影響をもたらすので、隊長としては注意すべきではないかといふことを申しましたところ、隊長は、当然こういうことはあり得べきである。さらに先日国警長官がこの委員会で、下部のクラブ活動といふやうなものについてはわれ／＼は調査してないが、しかし破壊的な行動等があるときは未然にこれを防がなければならぬから、こういうものはあらかじめ注意して取締つておる、そういう調査をするかもしれないといふやうなことを言つておられるから、さういふ点についてはあなたの方の指令があるのだらうと言つたら、そこにはあるやうなないやうなことを言つておりました。さういふことで教員を對象にしては教育上影響があるのではないかと、言ひましたところ、今先生は非常に強ひからそんなことで影響はないと思ひますと言ふ。強いといふのは教員組合が強いので、個々の教員は非常に弱い、しかもPTAあるいは社会一般の基礎の上に立つての批判といふものが常にある、ところがこの人たちがつばな教育的な理解を持つておるなら何でもないが、教育的理解の低い人かもしれない、さういつたときにあの先生は警察に調べられたといふことがあつたら、先生はその教育を完全に遂行することができない状態になることは知らぬのかと私が言つたら、隊長はあくまでも、いやあなたが考えるように先生は弱くない、もつと強い、こういう組合の強さといふことで、こういう行動をとることは何らさしつかえないといふやうな答弁があつたのでございます。

次に師体の問題におきましては、具體的に問題を申し上げますと、まず県の教育長は、偏向教育をしたといふことを認めておりました。しかしこれを懲戒処分にしたといふことは教育長としてもまことに判断に苦しんでおる。それからなお教育長に尋ねましたのは、教組がこれにいかに関係しておるかといふことでございまして、それはこの偏向教育の資料なるものの最後の方に、日教組及び日政連及び岩手教組が云々といふことが書いてありますので調べたんですが、教育長は、教組自体はこの偏向教育問題については手を引いておる、ただかつてレッド・パージを行つたときに、岩手県から二十名の犠牲者が出た、この二十名も、生活権を擁護するといふ建前からして、依願退職にして懲戒免職にしなかつたといふ事例等がある点からして、今回高野といふ教員が偏向教育をしておるといふ事実があつたにしても、その生活権擁護の建前からして、当然懲戒処分

は取消さなくてはならぬということでは、教組は働いておるが、偏向教育であるとかないとかいうことについては働いておらぬ、従つて教育長の言をかりても、この資料というものはその点でも間違ひがあるわけでありませう。それから村教委はやはり認めております。並びに教育長も認めております。それから校長は、先ほど松平委員から申しましたように、認めておらない。多少の行過ぎはあつたかも知れませんが、私も、ああいう真剣な教育は望ましいのだということをおつておりました。それから父兄を何人か呼んでもらつて、その人たちの意見を聞いたのでございませうが、この中には共産党が入つておりますというのを役場あるいは教育委員会の方の方たちからお話がありましたので、その人たちの話は私は省略いたしますが、この人たちはみなほめております。しかし自由党の支部長であるという方が申されますのに、覇気のある教育である、子供の求知心、探求心を非常に高揚し、しかも授業は非常に巧妙である、これによつて子供の学習活動というものが前に比して非常に高められておるといふことを言つておりました。こういうような予備知識を持ちまして、教育長それから本人のこと、あるいは教組のことについていろいろ調べたのでございませうが、私が特に御報告申し上げようとするのは、憲法第九条が適用されておるとか、あるいはアメリカの批判あるいは反米的な傾向というふうなものについて列挙は当然ありましたが、アメリカに対する批判あるいはこれが反米の程度に對しては、あなたはどうか

いう見解を持つておるかと言つと、大体アメリカに對して批判するような者はやはり反米であつて、しかもこれは共産主義に通ずるものであるという簡単な断定のもとに、偏向教育であるといふことを説明しておるのでございませう。あなたはこの問題を取扱う場合に、しよつちやう監視しておつて、この結果になつたのか、あるいは父兄、子供から先生の授業ぶりが問題があるという喧嘩々々たる非難があつて、それに対してあなたは動いたのか、あるいはほかの何か特別の意向があつて動いたのかと申しましたら、父兄あるいは子供の方からはそんな依頼はない、ただ村長が、ああいうように村政を批判するような先生はどんな授業をやつておるか調べろといふので私は調べましたといふことを言つております。さらに村の複雑性は、雑誌や新聞で述べておりますように、非常に複雑な情勢があります。従ひましてもし先生の先生であれば、やはりその先生はいけないといふ、それが合法のようなものであればよかつたわけですが、文書等で自分が原稿を書いたといふようなことで、偏向教育の材料になつたわけでありませう。それから本人の問題でございませうが、本人は共産党に属しておられます。それから本人の政治的な動きについて黨員獲得の問題が出ておるのでございませうが、それはどこからあなたは探知したかと教育長に尋ねましたところ、教育長は、その証人が今役場に勤めております。こういう話でしたから、その証人をどういふわけであつたのか、その証人は採用したかといふことはそこでは別に問題にしなかつたのですが、一方学校において

偏向教育らしいことをする先生は、これを懲戒処分にするような村であるなら、その先生にそのかされて共産党に入党したらどうかと勧められたことを白状した者を役場の臨時雇いに採用しておる、まことにおかしいじやないか、そういう証人を提供したために論功行賞として役場で採用したのかと、私はじやうだに言つたのですが、そういうことはありません、だが共産党に勧誘されて、自分が實際共産党の細胞のところへ行つて、私をどうか共産黨員にしてくださいと言つたら、あなたはまだその資格がないからと断られた、そういう経過を教育長は説明しておりますが、それを採用するといふことは実に不審な点があるのでありまして、前の複雑な村の事情という点から考慮いたしまして、村政の問題からして、呉服屋さんである一父兄の言葉をかりれば、この村ではでたらめな村政に對して少しも批判するとすぐに赤にする、最近自分にはやまになるようなものは赤だ、と言つて人を陥れる傾向があるんですが、そういうことがこの村長以後採用されておるのだ、あなたたちはここで一日や二日で突應をつかもうたつて無理だ、大体三月ここにいてもらへば的確に把握できるといふことを言つておりました。なおこの人は共産党でないといふことはつきり言つておりました。それほど村の複雑性の中から生れた偏向教育らしきものが、文部省といふと連繫をとつた結果、こういう形となつておるのでございませうが、これは県の教育長におきまして、もつと教育長を介在して真相を究明してから後こういふふうによつてもらわないと、地方の教育とい

うものは混乱することが考えられるのであります。最後に一ノ関のことを申ししますが、先ほど松平委員から申されましたように、私たち三人が一致して、決して文部省の言うような偏向教育が行われておるものでないという判断を下したのでございませう。とにかく二つの重大な法案を提案する根拠として出した資料が、こういうふうなものであらうものであるといふことにつきましては、私たちが遺憾に思つておるものでなく、非常に地方を混乱させておるのであります。私たちがまずこの問題を県教育長に聞きましたところ、そういうことは絶対にございませぬといふ話であつたのでございませうが、なおこれを疑ひまして、いろいろな風評、うわさ等をまず聞き出したのでございませうが、全然そういうものが聞けない。従つて県教委も市教委もまた父兄も、あるいはそういう先生は個人を指しておるのでございませうから、同僚等々に尋ねましたところ、その方たちもそういう問題を全然否定しておるのでございませう。私たちの問題にしましたのは当日でありまして二十八日の二月二十八日の職員会議の模様でございませうが、他の二、三人に卒業式の式次第について問題が協議された。ほかの問題は何らそれらしきものはなかつた。卒業式の問題について、文部省当局がかかる判断を下したといふので、これについて詳細にその當時をいろいろと調査した結果として、校長さんの言ふところには、歌は何を歌うか、校歌を歌おう、それから「仰げば尊し」を歌おう、「ほたるの光」も歌おう、「君が代」はどうしようか、「君が代」はまだあまり子供

が熟練していないし、ほかにたくさん歌があるんだからよそうじやないかといふような話合ひはあつた。こういうのが事実らしいのでございませう。しかもそのとき校長先生は十分くらいその会議室から二階でやつたのでございませうが、下へ降りたことがある。空白な時間がある。従つてその間に教師同士の間で何か話されたかもしれない。これは教頭が主催した職員会議だそうでございませうが、校長がその間の事情等を職員等に聞きたつたところ、そういう論議は全然なかつた、こういうふうなその日の事実については話してあつたのでございませうが、校長さんが五十五歳で、しかも穩健な人であつて、この一ノ関小学校といふのは一ノ関に八つある学校の中で一番いい学校で、その学校の校長になればこれが最後だそうでございませうので、やはり人望もあり、徳もある人と私たちは聞いたのでございませうが、この校長さんの説明、並びに校長さんの態度等から考えまして、まず学校そのものにはそうした形跡は全然ない。文部省が言ふところの個人である職員の中にそういうものがあるかといふことを調べたけれども、以上のような結果でもつてない。ただそこに三人ほどその後転職しておる先生があるといふことを聞きまして、それらの先生についていろいろ尋ねましたが、そういう先生が故意に自分の出た学校を誹謗するために言つたといふふうな形跡もないし、その先生たちのその当時の行動にもなかつたといふことまではつきりしませんでした。それから当日PTAの臨時總會が持たれておつたのでありますが、そのPTAの總會には私たち行かなか

つたのですが、私たちが汽車に乗る間
ぎわに、その代表が、結論としてこ
ういことが決議されましたから、あな
たたちにも承知していただきたいとい
うお話があつたことは、先ほど松平委
員の説明等にごさいましたが、そのと
きにこういことを聞いたのでござい
ます。ある御婦人の方が、一ノ関小学
校は水害にあつてさんたんたる中に、
父兄、学校、教育委員会が協力しあつ
て、元の姿に今日まで努力して立ち直
つて来たのだ。実に涙ぐましい努力に
よつてわれ／＼は学校の復興を續けて
来た。その大事な学校に、根柢のな
い、しかも偏向教育という恐ろしいレ
ッテルを張られたことは、私たちのま
ことに残念なことである。どうして文
部大臣がこういうでたらめなレッテル
を張るのか。どこまでも行政の方によ
つてこの問題は究明して、そして私た
ちが再び学校に対する意欲を失うよう
なそういうことをしてもらいたくない
と、泣いて一婦人が臨時總會で申し立
てたのでありますが、私たちの受け
た感じもしかりでありまして、私たち
委員会の資料として出したものに、こ
ういうでたらめなものが載つておると
いうことにおいては、私たちはそう判
断するのでございしますが、文部省はい
よいよ事実をはつきりここに提供し
て、そして委員会に明白にすると同時
に、地方の方たちにもはつきりさせな
ければ、教育行政に信頼がないのみ
か、政治そのものの權威を失墜するの
ではないかと思ふのであります。

は委員会、地方教育委員会、こ
ういものに對して何か調査報告をする場合
に、必ず県の教育委員会を通して報告
を受けるし、またい／＼な意見も文
部省の方から教育長を通してやるとい
うことになつておるのだ、ところが今
回の一ノ関の問題については、何ら教
育長の方の意見も聞いておられないし、
教育長を通しての調査等も何らしてい
ない。そうしてどこから出た資料であ
るか知らぬが、こいういものが一方
的に偏向教育であると指定されたこと
については、まず県の教育委員会の存
在というものを無視されて、地方教育
委員会から信頼を失うと同時に、われ
れとしても安心して教育事務に携わ
ることができないというのでございま
す。私はこの際文部当局にお伺いす
るの、どこからこの根柢が出たの
か、こいうい教育行政機構の中から見
ると何もないとすれば、國警以外にな
いわけでごさいますが、もし國警等と
こいう連絡をとつて、ありもしない
ことがありというやうなことになるよ
うなことが行われるならば、現在にお
いてすらも教育行政というものは混乱
するが、さらにこの二法案によつてま
すますこいう警察権の干渉というも
のが出て来るのでありまして、どうか
この際この問題につきましては、はつ
きりその出所を文部省はわれ／＼委員
会に明白にされたい、こいうことを
つけ加えまして、私の報告を終りま
す。

は別であります、当日行つて話を聞
いた模様は、二人の委員から御説明が
あつた通りであります。しかしその結
論において若干違ふものがあるところ
を申し上げてみたいと思ひます。なぜ
かと申しますと八項目を提出しておる
のであります。これは県の教組から日
教組に出したもので、問題の起つたのは
いつのことかと申しますと、大体二月
八日、九日、十日と、この前後におい
て四箇所の駐在所が学校の先生の思想
調査を行つたというのが問題になつて
おるのであります。しかしてはかの四件
はいずれも昨年の九月、十月、十二月
の結果、八月八日前後に起つた事件
は、七日朝の新聞に、青森県一斉にど
こでも大きく取上げたのは、このたび
の中立法の法案について、反対の闘争
をやろうといふために、二百町村一箇
所の割合において学校の先生が動員さ
れた。そこでそれ／＼の気のきいた駐
在所は、自分の所管に起つた問題、あ
るいはまた出席する者はどうい性質
のものであるかを調べたいといふこと
で調べたのだらう。これはほかの委員
諸君も認めてくれたところでありま
す。しこうしてそのうちの二つは、何
と國警の諸君もおりましたし、それか
ら青森県の教員組合の執行委員長、調
査部長も出席しておつたのであります
が、その学校の先生と刑事が常日ごろ
仲がよかつた。そこで話合ひが割にう
まく行つたんじゃないか。しかしほか
の二つについては、多少権力的なもの
も感じた、こいう御報告でありま
す。私はこれを了承するにやぶさか
ありません。しこうしてその後問題に
なつたあとの一つについては、県教組

もその事実はないといふことで、その
場において取消してあります。もちろ
んこれは國警の方でも取消したのであ
ります。さらにそれならばなぜ昨年の
九月、十月、十二月の事件まで今日出
て来たかといふことになりまして、去
る二月十四日の青年婦人合同委員会に
おいて、こいう事例がないかといふ
ことを県教組で話合つた結果、それな
らばこれがある、これがあつて言つて
出たのであります。なかんずく私が非
常に注目しなければならぬと思ひます
のは、北津輕郡金木中学校における事
件であります。これはお二人の委員と
も、いかなる理由でか何ら御報告され
ておりませんが、これはほんとうに委
員会においてしつかり皆さんにお聞き
願ひたいといふものであります。それ
は県教組の警察権干渉の事例の文句の
中には、北津輕郡金木中学校生徒の作
文について、金木地区署の警官が金木
中学校を訪れ、生徒を校長室に呼び入
れ、教員がだれもいないところで調べ
た。その子供は友達から白眼視され、
学校に出るのもいやになつたと言つて
いる。この事例であります。これは今
年の一月の事件であります。それでは
なぜ警察官がわざ／＼校長室まで行つ
てその生徒を調べたかといふことは、
われ／＼にとつては大きな問題であり
ます。ところが偶然なるかなここにわ
れわれが非常に注目すべき事件が出て
来た。その警察官は須藤という巡査で
あります。が、昨年の十二月初旬、その
近くの嘉瀬村に共産黨の細胞がありま
すが、そこ嘉瀬細胞が暴行してゐる
嘉瀬民報という新聞、これは県内に配
場合には津輕新報と名前をかえてお
ります。そこへ十二月二十五日に金

木町において老夫婦殺しがあつて、事
件が迷宮入りになつた。そこで警察が
あわてて、その犯人を調べておしま
したが、ここに出てゐる調べられたとい
う生徒、中学三年生の角田かねといふ
十五才になる少女がいるのですが、こ
れが共産黨細胞の部落におつて、昨年
の十月の取入期に兄弟三人で二反五畝
を耕して、刈入れに手がなくて困つて
おつた。そのとき断つたにかかわら
ず、朝鮮人の諸君が二十名やつて来て、
その取入れを加勢してくれた。そこで
おばあさんはそのときに朝鮮人に加勢
してもらつちや困ると言つたさうであ
りますが、いやさういふやない、われ
れは加勢すると言つて加勢に出て来
た。そこでその女の子が、朝鮮人のあ
たたい心に触れた私という題で感謝
の作文を書いた。その作文が郡教組の
「北の星」という機関誌に載つた。さら
にそれが今度は丸山はなという偽名で
嘉瀬民報という共産黨の機関紙に転載
された。そこで須藤巡査は老夫婦殺し
の事件がわからず、その付近をずつと
調べてゐるけれども目星がつかないか
ら、朝鮮人にも一応の嫌疑をかけたの
でしよう。あるいはあの子供が何か知
つてゐるんじゃないかと思つて学校に
行つて、あなたの学校に丸山はなとい
う女がおりますかと聞いたところが、
学校の先生方四、五人は知らないと言
つた。しかしそこに入つて来た一人の
先生が、それじやあるいは角田かねの
ことじやなかろうかと言つたので、そ
れじやあの子供かもしれないといつて調
べた。――調べたのじやない、教員室
に連れていつて聞いてみた。その調べ
たといふ事件が県教組から日教組に提
出された。調べた問題は思想教育じや

なくて、迷宮入りしている事件について、その地方の雰囲気も調べたのでありますが、浦和市における討論会において日教組の諸君は、二時間もの女の子を調べたと大言壮語しておりますが、これは国警の諸君もわかれ／＼のいう前で、はつきり五分間調べたと云っている。ところがその後においてこの女の子は、この問題が起つて以来、人権を蹂躪されたという文章を書いて、嘉瀬民報にさらに投書をしていゝる。そのときにはこの女の子は病気で寝ている。これはわかれ／＼委員がみな聞いているのに、なぜこれを発表しないかおかしい。しこうして人権蹂躪の文章を書いている。それが祖国防衛の新朝鮮に載つてゐる。この嘉瀬民報における朝鮮人諸君は、完全にこれはマル共であります。これは青森県の実行委員長、調査部長のいる前で国警隊長がはつきり言うても、何ら文句をつけなかつた。その後しかも去る七日の日曜日、県の防犯協会の弁論大会において、罪を犯した人には罪がない、という演説でこの女の子が演説をぶつていゝる。そのときには朝鮮人部落の諸君が全部そこに押しかけて、拍手をして大いに声援をしている。皆さん、私はそこにおいて県教組の人に申し上げた。この問題を日教組に提示した人はだれか。この金木中学というのは青森市から離れた非常に辺鄙なところにある。ところが何と驚くべきに、これを提示したものは青森県教組の青年婦人部長の沢田せつ子君、しこうしてその御主人というものは数年前のレッド・ページで教壇を追放されて、仙台において今職業的共産黨員として活躍しているのだ。そこで私は申し上げた。あなた方

青森県教組の諸君は、こういう問題を取上げること自体がすでに利用されてゐる、この点を利用してこうした紛争を起すことは間違ひであるから、しつかり組織運動をするならば、まじめに間違ひないようにやりなさいということまで私は忠告した。

この問題が一つであります。さらに先ほども松平委員がはつきり申されておりましたけれども、私は日教組の諸君がいる前で申し上げた。今法案が出ない前にさへも、すでに法案の内容らしきものを刷つて、全国において運動している諸君が、思想調査なり一斉調査されたという事態にあるならば、県下の組織をあげて、どん／＼出して来るべきはずじゃないか。どこの駐在所にもやられた、どこの学校もやられたと言ひながら、出て来ない。一地区署と四駐在所しか出ず、そのうちの二つはしかも話合ひで、非常に親密な間柄であつたということも言われている。だから、もしその反対であつたならば、おそらく全駐在所をあげて思想調査をしているという事例が出て来るはずである。ゆゑにこの際においては国警の隊長——松本という人ですが、その隊長の言うことを信用して、上の方が思想調査の命令をしたとは認められないというのを申し上げて来たのであります。私はそういう意味においては、この一つの事例でさへも大きな影響を与えていると思ふのであります。

次には岩手県の問題であります。岩手県は、岩手県立中学校の高野君の問題については、いろいろ話が出ましたけれども、これは岩手県教組でさへも高野君の問題には手を触れたがらない。そして高野君自身が前に盛岡第二高等

学校から転任される場合、県の教育委員会において、どこかの学校にやつてくれという話の場合にどこでもどうして受取手がなくてどう／＼このたびの姉妹の中学校にやられた。そこでやつておる事例については先ほど松平君も申されておりましたが、徹底的に巧妙なるフラクション活動をやつておる。とにかく学校の先生がその名前をはつきり出して青年に入党を勧誘しておる。これは何としてもおかしい。高知県の大会において問題になつた「吾作とトミ子」という彼がつくつた文芸作品は、時事通信の教育内外版によると日共の文芸賞は間違ひないだろうと言われておる。しこうしてまた村における政治のあり方においては、多少ゆがめられておるところがあります。そのこと自体に対して、学校の先生がここにあるように自分で原稿をつくり、それをばらまきつつ村政を批判しておることは、少くとも学校の先生のやるべきことではないと思ふ。この人が教壇の上から子供に対して影響力を持つておることは困るというので、小笠原君の傘下にあるところの岩手県教組さへも、この問題だけは巻き込まれないように一生懸命やつておる。で、偏向教育としては県の教育委員会も県の教組も全部これは認めてゐるところであります。私たちが行つたのは去る十日であります。わかれ／＼がその学校に臨んだ場合に、その中学校の校長は、この事件があつたにかかわらず、隣の金ヶ崎中学校の校長に榮転するがゆゑに、隣の教室において全校の生徒を集めて送別の辞を述べた。その送別の辞の中において、驚くべきに、岩教組も相手にしない、県教育委員会

も相手にしない、そして教壇を去るといふ高野君自身が認めておるそのものに對して、高野君はいい教育をした先生である、ほんとうに惜しいことであると言つて送別の辞を述べておる。この次の問題になるのは、佐藤忠明という校長であります。この忠明校長は、全体が偏向教育と認めて、今は手続の問題においてどうにかしてこの先生がまじめになるように、あるいは次の就職ができるように、松平君にも頼みに来たそうだし、わかれ／＼もまた懲戒免職よりは、村にいくなりさえずればいいのだし、教壇から去りさえすればいいのだから、あとは職業的革命家になつて彼がどこでどんな仕事をせよとしまふまいけれども、子供から隔離されることにおいては賛成だ懲戒免職より軽い処分において、あとで多少でも生活の余裕ができるようなことにおいてはわかれ／＼も賛成であります。この姉妹の場合においては、明らかにどの新聞社も、偏向教育とわかれ／＼が視察した結果を、偏向教育は事実だといつてこの通り書いておる。ここに私は姉妹の問題は全然問題がないと思つております。

私は他の二人の委員の諸君が述べ漏らしたところを御報告申し上げます。私の報告を終るものであります。が、とにかく今度まわつてみまして「一関はどうした」と呼ぶ者あり。一関の問題については先ほど二人の委員が申された通りであります。ただ私が遺憾に存じたことは、校長先生が、小林委員が「あなたは幾つですか」と聞いたら彼は「五十五歳」それじやもう首です」と言つたところが、彼は首をすくめて笑つておりましたけれど

も、非常に何という個性のないようでありまして、おそらく教組の圧力によつて、この問題が起つて以来沈黙させられた面があるのじやないかということとを私は考えております。PTAの事実無根の決議というものは、数日前にあらかじめ用意されたということを、私の前に報告に來ている者もありません。で、その根拠などについてさらにあとで文部当局の方から御説明があればけつこうだと思ひます。これをもつて私の報告を終ります。

○辻委員長 各班の実地調査報告はこれをもちて終りました。

ただいまの調査報告に對し、政府に質疑の通告がありますから、これを許します。野原君。

【小林(進)委員】政府に質問じやなく、調査委員に質問じやないかと呼ぶ。

○辻委員長 委員間の質疑応答はお差控えをいただきます。お聞きします。

○野原委員 私の質問の前に申し上げておきますが、ただいま自席から小林委員が、調査報告に對する質疑は単に政府に對してするだけでなく、報告をいたしました方々に對して質疑があつてしかるべきではないかという発言があるようでございます。このことは実は昨日の文部委員会の理事会におきまして打合せ済みでございますので、單に政府に對する質問だけにどめないやうに、委員長としておとりはからいあらんことを要求いたします。委員長のそれに対する所見を求めます。

○辻委員長 議事運営上委員間の質疑応答はいかがと存じましたので、お差控えを願うようにいたしましたのであります。ちよつと速記を、とめてくださ

い。

〔速記中止〕

○辻委員長 速記を始めて。派遣委員に対する御質疑もあるようでございますが、議事の運営上お差控えをいただきます。もつぱら政府に対する質疑をお始めいただきたいと存じます。

野原覚君

○野原委員 私は本月の三日、文部大臣が当文部委員会に御提出になりました偏向教育の事例に關しまして、ただいま三班にわかれて現地調査の報告もございましたので、それらの報告の上に立つて大臣に質問をいたしたいと思ふのであります。

大臣にまずお尋ねいたしたいことは、偏向教育の事例なるものを本月の三日文部委員会に御提出になりましたから、全国的に大きな反響を巻き起したのでございますが、翌三月四日から今日まで、全国各地からどのような抗議、どのような申入れ、どのような反響が文部省にございましたか、お尋ねいたします。

○大達國務大臣 事例を資料としてお渡ししまして以来、新聞あたりではいろいろ、ことに日教組を中心にして、いろいろこれについて議論があるようであります。文部省としては、別に地方から抗議が来たものはありません。今聞いてみますと、岐阜の恵那郡について、何かそういうことがあつたようでありまして、そこははつきりしません。ただいまのところ別に抗議のようなことはあつておりません。

○野原委員 恵那郡についてだけそういうことがあつたというのでございませうが、そういうことではわかりませんが、そういうこととはどういふ内容

のものであるか、はつきりひとつ御返答願います。

○大達國務大臣 今詳しく聞きますと、恵那郡からも格別抗議とか何とかいうものじやないらしい、はがきが一枚来たというところであります。

○野原委員

それではお尋ねいたします。三月五日付で高知県の教育長が緒方初等中等教育局長あてに、偏向教育の事例に關してお問い合わせは参つておりませんか。

○斎藤説明員

それは参つております。どこから報告があつたかということはわかつておりません。

○野原委員

高知県教育長からの申入れの内容はどのようなようになっておりますか。ひとつお読み上げを願いたい。

○斎藤説明員

ここに書類がございませんで、県の教育長から報告があつたかどうか、その報告はもしないとしたらどこから得たか、こういう点が行き違ひになつておりまして、回答を出しておりません。

〔持つてゐるなら出せ〕と呼ぶ者あり

○野原委員 自由党席から持つておるなら出せというのでございませうが、実は私も文部委員の一人でございますから、私あてに高知県から、あるいは宮城県から、あるいは岐阜県から、どうして了解できないので糾明をしてもらいたいという資料として送つて参つております。そこでこの点はよく重大であると思ひますから読み上げてみますが、三月四日付朝日新聞紙上に、文部省は三日の衆議院文部委員会に同省が教育二法案の国会提出を決議するに至つた重要裏づけの根拠として、偏向教育の事例二十四件を資料とし

して提出した記事が報道され、その事例の中に菅下(高知県菅下であります)須崎高校及び山田高校があげられてい

るのであります。当委員会におきましては調査を進めるとともに、偏向教育が行われることのないよう十分留意して参りたいと思ひます。その中でありますが、参考のために左記事項につき至急御教示願ひたく御依頼いたします。

記をいたしまして、一、三月三日の衆議院文部委員会において、前記二十四件の資料が提出されたかどうか。二、提出されたとしたら、その中に菅下須崎高校及び山田高校が含まれていたらどうか。三、含まれていたらとすれば、1、事件の内容はいかなるものか詳細に承りたい。2、事件の調査方法について詳細に承りたい。3、菅下二校の事件につき貴省より当委員会に對して紹介されたことがあるかどうか承りたい。との文書が三月四日付で文部省に來ておるはずでございますが、このことは各該地方課長が肯定したのでございませうが、この文書に對してどのような処理をなされたか、一つ一つの事項について御答弁願ひます。

○斎藤説明員

まだ回答は出しておりません。

○野原委員

問題は高知県下におきましては、須崎高等学校と山田高等学校の二件が、偏向教育の事例として、実は文書で提出せられたために、非常なセンセーションを起してゐるようでありませう。そしてこの二校に關して、高知県の教育委員会は、高知県民に對して大きな責任を持つわけでありませう。高知県の教育長も同様でございませう。しかも県民あるいは県会から、今日県の教育委員会ないし教育長は非

常な質問を受けておる。一体このことがあるのかないのかという質問を受けて、その答弁に苦しんでおるのであります。従つて文部省は、どのような方法でこのような資料を集めたのか、教えてくれというところが、ただいま私が読み上げた最後にあるわけでございますが、そういうことに對して回答を出してないというところは、非常な怠慢でございませうけれども、そのことはさておいても、どのような回答を考へておられるのか、県の教育委員会においては、非常に困つておるから、どういふぐあいにしてあなたの方は資料を集められて、こういう発表をしたかというお尋ねに對して、文部大臣はどのような御返答をなさる用意がございませうか、お尋ねします。

○大達國務大臣

これは資料を出した當時も申し上げましたように、教育委員会の方面の報告、あるいはこちらから文部省の役人が現地に出張して調べたり、あるいは新聞等に発表したものにつきましては、そういう方法をとつたのであります。その他文部省として入手し得た情報であります。これをまとめて御参考資料として提出した、こういうわけであります。一つ一つについてどういふ出所であるかというところは、お答えはできないのであります。

○野原委員

これは文部委員会でございませうから、実は教育二法案に重要な關係を持つてゐる偏向教育の事例に對して、どのようにしてこのような偏向教育の事例なるものが出されたのかというところについての御説明がなければ、この事例についての検討は不可能であります。もしその御説明がないなら

らば、今日私どもが調査した岐阜県恵那郡の問題、あるいはこれは調査の報告には出ておりませんが、北海道の深川高等学校の問題あるいは岩手県の一関の問題等、非常に県民なりあるいは教育関係者は、このような報告がなされたために大きな迷惑をこうむつておるのであります。しかるにもかかわらず、文部委員会が大臣がどういふわけでございませうかという資料が出たかというところが御答弁できないということは、何としても了解できません。この点に對する御所見を再度承りたいと思ひます。

○大達國務大臣

これは先日申し上げたのであります。地方の学校の関係者もしくは先生がわざ／＼文部省に出る來て実情を報告されたような事例もありませう。その場合に自分が言つてゐるということがわかれば、教職員組合から非常な圧迫を受けて非常に迷惑をするから、それはひとつ秘密にしておいてくれという事例もありませう。そこで文部省としてはこれだけは責任をもつて申し上げることができ

る。決して文部省が、かつて捏造した事例は一つもありません。それはただいま申し上げるようなことであるから、裁判所で調べたようなものではないから、これがごとく一言一句もな實際に合つてゐる、こういうことは私は申し上げられない。しかし同時に、これが間違つておるといふことも申し上げられない。ただ申し上げられることは、一言半句捏造したものではないと承知でビラを流したり、そういうことは文部省はいたしません。

○野原委員

高知県に關しては、私自

たが事実無根でないと言うならば、その事実無根でないところの証拠をお示しにならなければ、あくまでもこの偏向教育の事例については検討すること

ができません。これは委員長から事実

無根でないところの証拠を出すように

要求してもらいたい。それでないと私

は質問できない。

○大達國務大臣 野原君が断定された

からといってそのために私に立証の

責任があるということにはならない。

○野原委員 大臣はあくまでも偏向教

育の事例は事実無根でないとおつた

ねになりますね。あくまでもあなたが

出しました事例は、事実無根でない

今日もなお断定をされるわけですね。

○大達國務大臣 私はしばしば申し上げ

るように、今日日本の学校教育の面

において、非常に片寄った教育が行

れておるといふ事は認められる、ま

た少くともその危険があるという事

が考えられる、だからこの認識の上

に立つてこの法律案を出した、これは

しばしば申し上げております。これは

がさように認識をしたのであります。

あなたの方にはそれはないんだと言

う。これは認識が違ふのです。だから

私がそういう認識を持つに至つた資料

として、文部省に集まつた情報なり、

そういう資料を出せと言ふからお手

元に出した、これは前々からよく御承

知の通りで、これは情報であります。

○野原委員 そこでお尋ねをいたしま

すが、実は私もこのような事例を

集める場合に、私も人間でござい

ますから間違つて集めることもあろ

うと思ふのです。それで偏向教育とし

て、これは調査が集まつたけれども、

これはあとで考えてみるとうそでな

つたということもあるでございまし

う。私はこのことをお尋ねしてお

す。ところがあなたは最後までこれ

には確信がある、こうおつしやつて

お

る。私は間違ひがあるならば、こと

こは間違ひであつた——三月三日に

発表したのでございまして、今日全

國的な反響も沸いておるし、たゞさん

の陳情書も見えておるのです。高等

学校の校長は説明を出し、生徒が判

を押して泣いて訴えて来ておるのだ

です。高知県あたりにおいては教育

長のごり民が押しつけておる、こ

ういう

ようなこともあつて非常に混乱を

起しておる、よく調べてみたらな

るほどこの点はここが間違ひであ

つた、ここは文章の間違ひであつ

た、ここもあろうかと思つて私は尋

ねておるのです。いかがでござい

ますか。

○大達國務大臣 私は先ほどから申

上げておるうちに、これが絶対に事

実無根でないんだという意味で資料

を出しては、あるいは間違ひの部分

がある、それは、あるいは間違ひの

部分がある、これは初めからそう

かもしません。これは初めからそ

ういふ留保で資料を提出してお

るのです。ただ、間違ひでおる、事

実無根だと断定をされますけれども、

私の方は事実無根のものをわざと

てつち上

げてお手元に出したことは断じて

ござい

ません。私も断じては一応相当な

根拠のある情報という事で出した

のでありますから、あなたがそうお

つし

やつても、それは事実無根であつ

たという結論にはまだ達しておらぬ、

このことを申し上げたのであります。

○辻委員 是てしのない押問答のよ

うです。それから観点をかえただ

きまし

ようか。

○野原委員 そうなりますと、大臣

がしさいに検討してみるとあるは

間違ひがあるかも知れません。そこ

で私

は間違ひであつた場合に、たと

えば間違ひであるところについては

削除する

とか、あるいは相当混乱を与えて

おるからそれに対してはこういう

処置をと

るか——これは文教の責任者であ

るあなたがこういうものを発表して

混乱を

起したのでありますから、すみや

かにそ

のような処置がとられなければなら

ないわけ

です。そういう場合にどうい

う御処置

をおとりになるか、いかがで

ござ

いますか。

○大達國務大臣 これは今申し上げ

るように、裁判所で調べるわけでは

ないので、裁

判所で調べるわけでは

ないので、裁

判所で調べるわけでは

ないので、裁

判所で調べるわけでは

ないので、裁

判所で調べるわけでは

ないので、裁

判所で調べるわけでは

ないので、裁

判所で調べるわけでは

ないので、裁

判所で調べるわけでは

ないので、裁

判所で調べるわけでは

ないので、裁

判所で調べるわけでは

ないので、裁

判所で調べるわけでは

ないので、裁

判所で調べるわけでは

ないので、裁

判所で調べるわけでは

ないので、裁

判所で調べるわけでは

ないので、裁

判所で調べるわけでは

ないので、裁

はそれが全然事実無根でないとして

も、たとえば全郡下の小学校の四年生

以上の子供が授業を休んで松川事件

について話を聞いた、こういう範囲の

問題、あるいは質の問題、内容の問題

になりますと、行き過ぎもあれば

書き過

ぎもあつたのじやないか。そういう

場合

にどういふ処置を一体とられます

か。そういう場合、それでもあなた

は取

消しもしなければ、削除もしない、

何らの弁解もしないで、あくまでも

この発表したものは事実なんだとい

うこと

でつづけるのかどうか。これを明

瞭に

していただきたいと思ひます。

○大達國務大臣 どうも同じことを

いふ。同じじやない」と呼ぶ者あり

われわれの手元に入つた情報として

資料を提出したのであります。これは

資料提出の

ときにそう申し上げておるの

です。だからこれは裁判所や何かで

やるように、絶対にこれが事実で

間違ひ

がない、初めからこういうことでお

手元に出したのじやないのです。そ

れを、出してから私がこれを絶対に

事実

であると主張しておるといふうに

あ

ないのです。だからそれはこの法案

の審議に

関係して、その御判断の資料とし

て提出

したのであります。但し文

部省が出す以上、そうむちやくち

やに

文部省がかつて捏造をして出した

のではない。この点だけを先ほどは

つき

り申し上げたのであります。間違

つて

おつたかどうか。なるほどどうか

か

であるという場合には、適当な方

ないとかいつてみたところで、初め

から事実としてあなた方に押しつ

けてお

るのじやないのですから、これは

間違

ひないようにはしていただきたい。

○野原委員 それでは偏向教育の

事例

として出されたものは、偏向教育

とい

う確信のないものであつたわけ

です

か。

○大達國務大臣 確信のないものを

出

したわけじやない。全体を通じて

こ

らにならば、しばしば申し上げる

よ

うに私どもの手元では、全国に偏

向教

育がどの程度に行われておるか、

どう

いう質のものが行われておるか、

い

うことを調査する手段がない。教

育

委員会

に頼んでもなか／＼返事をくれな

い

のです。そこで手元に集まつた

資

料としてこれだけを差上げる。こ

れ

は、これは日本の学校教育の面

に偏

向的、意識的に日教組の指導によ

つ

て行われているのだと思はれる。こ

う

大勢を知る資料として差上げた

の

あります。

○野原委員 あなたはどうも言を

左

右にされる。あなたの答弁を聞

いて

いると、言を一つ左右にされて

いる。これは確信のあるものか

な資料は出ないと思つてゐる。大臣が文部委員会に資料を出す以上は、確信のあるものでない限り、偏向教育の事例だといつて確信のないものを出したらいへんなことですよ。国会審議を冒すものではない。従つて出されてゐるものは、少くとも大臣としてこれは真実だ、確信があると思つて出していると思ひますから、その出された事例について、私は岐阜県恵那郡において、はまつたのでつち上げじやないかといふことを質問したのであります。そうするとあなたがでつち上げでないと、う証提を出してもらわなければ、審議が進行しないじやないか。でつち上げでないという確信のある証提を出してもらひたい。

○大連國務大臣 文部省がこの法案を通すために——ここにある恵那郡の資料はごく一部の資料でございしますが、この法律案を通すために故意に無根の事実を文部省の手で捏造して出すほど卑劣なことはいけません。捏造はせぬのだ。どこかの組合みたいに承知の上でうそつばちをこいらにばらまいてゐるのと違ふ。

○高津委員 それならお尋ねします、愛知県瀬美郡田原小学校においては「原爆の子」を鑑賞させた後、一教員は「……真に平和を愛し、楽しい平和な生活のために斗つてゐるのはソ連を中心に隣中国です。朝鮮休戦を邪魔してゐるのは、米国の一部資本家が金を儲けたいからです」と説明し、これに対する感想文を書かせた。こゝういふ偏向教育の事例が載つてゐるのであります。愛知県瀬美郡には、田原小学校というものはないんですよ。ない学校の名前で載せるなんて

あんまりひど過ぎる。

○緒方政府委員 お答え申し上げます。愛知県瀬美郡田原小学校というところでございしますが、田原東部小学校の東部が落ちたのでございします。田原小学校には間違ひございしません。

○高津委員 田原町には五つの学校がある。東部、中部、西部、南部、北部、の五つがあるのに、それをずさんに田原小学校というからすべての学校が迷惑して大騒ぎをやつてゐる。(「オ・ミステイクだよ」と呼ぶ者あり) オ・ミステイクではない。それからこゝでは文部省が新しい学校を一つつくつてくれたといつて非常に喜んでゐるということでありまして、そうして愛知県からわれ／＼は多くの陳情を受けてゐるが、思ひ當ることは全然ないと言つておられます。学校は五つあるから調べようがないけれども、全然思ひ當ることではないと言つておられます。今東部といふ名前が出ましたから——もはや委員会から派遣してもらつたわけには行かないであらうから、私は何らかの方法で、事実があるかないか、東部小学校を調べてみたいと思ひます。

それから今大臣以下政府委員の聞かれた通り、岩手県一関の小学校において、いわゆる君が代を歌わせなかつたといふ問題であります。小学校の校長などは、松平委員報告によれば、かかることについては心当りはない。だが報告したのかわかりませんと言ひ、また小林委員の報告によれば、われわれ三人は文部省の言う偏向でないといふことに一致した。その中には自由党の委員諸君も入つておられる。県教育委員会も、市教育委員会も、かかる問題は否定した。学校にもないし個人にもないといふことを明白に言われたのであります。まだたくさんありますが、こゝういふ一方的な解釈であつたり、あるいは事実無根であつたり、あるいは極端なる故意の誇張であつたり、高知県の事例のごときは、海外から引揚げになつた人が、教育委員会の公報にこれをのけるようにといふ一方的な投書を書かれたが、それを没にした。没にしたから、その人はいつも町政批判などをやる人であるから、寺の前の方にポスターを張り出した。その張り出したポスターのまがここに載つてゐるので、多くの人々は、その人は非常に町に信望のない人で、ああいうかわつたことをやる人間のポスターをそのまゝここに現わしてゐると言つてゐる。われ／＼はこゝういふずさんな資料によつて教育に非常に影響を及ぼし、教育破壊法案と言われるやうなこゝういふ法案を、こゝういふずさんな資料によつて押し通そうとする文部省の態度に非常に不満を抱くものであります。このやうなずさんな報告を訂正する用意はありますか。今われ／＼が聞いただけ、見ただけでも、たくさんずさんなところがあるんだが、これで審議の材料になると思ひますか。この点を伺ひたい。

○大連國務大臣 高津さんがずさんだとお考えになればそれまででありまして、ずさんでないと判断をされる委員の方もありません。私も手に入れた資料をそのまま、確かだと思ひますから、これを書き直すといふことはでつち上げにならざるを得ない。

○高津委員 どういう方法でこの資料を集めたという方法は言えないと言ひ、それからどこからこの資料を得たという出た場所も言うことができないと言ひ、今ちよつと見ただけでも、そのように多くの誤りのある資料をこゝに出して来て、こゝういふ実情であるからどうぞこの法案は必要であつて審議して通してもらひたいと言つても、その根拠は私はずれてしまつたと思ひます。もう一つ外国の事例を参考資料に出しておられるが、それを見ても、おおよそこゝういふ教育を刑罰によつて取締るといふやうな材料はほとんどない。フランスにもイギリスにも……。(「偏向教育がないんだよ」と呼ぶ者あり) こゝの国だつて今は資本主義と社会主義でどつちかに偏向してゐるんだよ。それをちよつとでも寄れば、今力を持つておる方がそれを偏向といつてこゝういふ法律を出すのだが、外国の事例の方もこの法案を通す根拠には全然ならない。反対の材料になつておる。この報告書もそうだが、われ／＼はこの法案には、この文部省提供の材料が反対すべき理由になるのだが、文部大臣はこれでもやはりこれはいい資料であるといふ思ふのですが、また専門員がずらり並んでおるが、専門員はちよつともわれ／＼に資料をよこしやしません。こゝういふそのしりを免れないと思ひます。これは専門員のかしらえたものじやないか、あるいは文部省でこしらえたものか、言えないことはない。だがこれらこしらえたのか、悪いやつがこしらえたんだらう。

○大連國務大臣 あなたは外国の資料ということを言われますが、この法律案は日本のための法律であります。外国に施行するためのものを今提出しておるのではない、だから日本の国情に

合ふように、その実際に応じてこの法律案を私は提出してゐるのであります。でありますから外国の事例がどうあろうとも、こゝういふ事例だから、外国の立法例がどうなつておるから、この法律は成立さすべきでない、こゝういふことは私には何のことかわからぬのであります。

それから専門員のことでありまして、これはもちろん文部省として提出したものであります。専門員は御承知のように国会に付属した機関であります。この資料は文部省から出したものでありますから、専門員がこの資料を出したといふことはあり得ない。

○小林(信)委員 質疑の時間をわざわざつづつたのでありますが、今の大臣の御答弁を聞いておりますと、質疑が全然できなくなるわけです。こゝういふのはこれを判断するのは、われ／＼委員会の自由だとか、かつてだといつて大臣は答弁なさつて、重要な点を省こうとしておるのですが、これは委員会として、文部省としてはこれが正しいといふ見解で出しておられる、そして私たちがその正しいかどうかといふことを調べて来たのであります。だからこゝれから私たちの見解と大臣の見解と話し合ひをして、そしてこれが事実のものであれば、大臣の提案する法案というものはいよいよこゝれは重要になつて来るものだし、そうでなければこれは大臣の出す法案というものも考えなければならぬと思ひます。それよりもつと大事なことは、地方を調査して参りまして、その地方の人たちが——私の言ひたいのは、とにかくあらゆるものを私は言うのじやない、私の調査した一関の問題なんかに限つては、その地方の

い、それからどこからこの資料を得たという出た場所も言うことができないと言ひ、今ちよつと見ただけでも、そのように多くの誤りのある資料をこゝに出して来て、こゝういふ実情であるからどうぞこの法案は必要であつて審議して通してもらひたいと言つても、その根拠は私はずれてしまつたと思ひます。もう一つ外国の事例を参考資料に出しておられるが、それを見ても、おおよそこゝういふ教育を刑罰によつて取締るといふやうな材料はほとんどない。フランスにもイギリスにも……。(「偏向教育がないんだよ」と呼ぶ者あり) こゝの国だつて今は資本主義と社会主義でどつちかに偏向してゐるんだよ。それをちよつとでも寄れば、今力を持つておる方がそれを偏向といつてこゝういふ法律を出すのだが、外国の事例の方もこの法案を通す根拠には全然ならない。反対の材料になつておる。この報告書もそうだが、われ／＼はこの法案には、この文部省提供の材料が反対すべき理由になるのだが、文部大臣はこれでもやはりこれはいい資料であるといふ思ふのですが、また専門員がずらり並んでおるが、専門員はちよつともわれ／＼に資料をよこしやしません。こゝういふそのしりを免れないと思ひます。これは専門員のかしらえたものじやないか、あるいは文部省でこしらえたものか、言えないことはない。だがこれらこしらえたのか、悪いやつがこしらえたんだらう。

合ふように、その実際に応じてこの法律案を私は提出してゐるのであります。でありますから外国の事例がどうあろうとも、こゝういふ事例だから、外国の立法例がどうなつておるから、この法律は成立さすべきでない、こゝういふことは私には何のことかわからぬのであります。

人たちが何としても納得できないのだ、だからほんとうにこれが真であるか偽りであるかを確かめていただきたいという場合には、私たちはこういう国の問題をどこで真偽を確かめるか、やはりあなた方は行政官なんですか。行政官は正しい見解でもつてやつておつても、いろ／＼な間違いが起きる、そういう場合に、この委員会があなたたちの持つておるものをできるだけ提供してもらつて、根拠というものをばつきりしてもらつて、そうしてそこにあなたたちの見解は、間違つておるとか、正しいとかいうことを判断するのがこの委員会の仕事であつて、それが国の政治に対して国民の希望するところなんでありまして。してみれば、やはり大臣は、私たちが尋ねることに對して、できるだけ答弁していただいで、そうしてこの出した材料の真偽というものを明白にしなければならぬと思ふのですが、その点やはり大臣は、私たちの調査して考へているのはそれはかつてだということ、これ以上あなたはいろ／＼な材料を提供して真偽を確かめることに協力しないつもりですか。

○大連國務大臣 私どもはこの資料を真実なりとしてあなた方に押しつけておるといふわけではないのです。でありますからあなたの方で、この資料によつて、あるいはさらに实地調査によつて、これを真実なりとお認めになるか、あるいはこれは少くとも誇大なものであるとお認めになるか、その判断に基いて法案の御審議を願つたらよいと思つておるのであります。これを一々証拠を出して、真実であることを証明するということは、私どもにはできないのであります。それは初めから言つてある。現に地方の学校において偏向教育が行われているような実情があれば、それを報告してもらいたい、こういう通牒を出したことだけでも、あなたの方ではこれを思想教育であるとか、思想調査であるとか、何とかこじつけなことを言つて、それだけで不都合だと、こつておられる、人の手足を縛るようなことを言つて、証拠をみな出せとこつて言われても、私どもはこれは初めから真実なりとしてあなたの方の方に押しつけているのではないのですよ、だから判断は御自由ですと、こつておる。

○小林(信)委員 大臣と見解を異にしておるといふ個人的な関係なら、今の言葉は私は了解します、しかしやはこれは公の機関なんだ、そうしてあなたの出した資料というものが何ら影響がなければよいのですが、地方の一端なら一関の教員の方たち、あるいはPTAの方たちには、教育に対する非常な問題を起しているわけなんです。そうすると、あなたの政治に対して国民がいろ／＼な不満を唱へておるときに、私たちがそれをあなたに確めて、あなたの考へていることは正しくないとか、正しいとかいうことをお話すること、これは悪いんですか、私はやはりこの際は国民の疑問を解く点から、この機関を通してできるだけこれを明白にする必要があると思ふのです。あなたはとく日教組とか、そうしてこの法案に対する反対の立場に立つ個人を考へていますが、これは委員会なんです。公の機関なんです。この委員会を通して文教政策について国民の声を聞くのを聞く以外に場所がないじやありませんか。あなたはやはりそういう点でできるだけ——私はこの話を明白にできるように、もしこれが秘密会にするなら秘密会にするという方法がある、そうしてあなたはこゝではつきり資料の権威というものを保持しなければならぬと思ふのですが、どうですか。

○大連國務大臣 重ねてのお尋ねであります、先ほどの私が申し上げました答弁に尽きておると思ひます。

○小林(信)委員 こういう状態になつたら、これは国会というものはなくなつたものと同じなんです。私は大臣にお尋ねいたしますが、国会否認じやありませんか。(議事進行議事進行と呼びおの他発言する者多し) 一関の人たちが、一関小学校のために私たちが被害をこうむつた、今日までできるだけ協力して来た、ところがその学校が赤の教育だというようなレッテルを張られ、たことはまことに残念で、事実があるならともかく、事実がないという状態だ、何とかこれを究明してくださという声を聞き、きょうもここに三人の代表が来て、文部大臣に苦情を申込もうとしておるのですが、先ほど来そういう事実は一つもなかつたという声が出て来ているわけなんです。そういう場合に、やはり大臣は教育長から聞いても、そういう事実はないと言われると思ふ、できた教育長を通して文部省は調査してくれればよかつたというような声まで聞いているときに、文部省にどういふところからこれを聞いたかという事をお聞きするのは当然だと思ふのです。それでも大臣はどこからそういう資料が出たという話を話してくれないのですか。

○大連國務大臣 先ほど申し上げたように、どういふ出所であるかということはお答えできません。

○辻委員 ちよつと速記をとめて……

【速記中止】

○辻委員長 速記を始めてください。

○小林委員から議事進行の発言を求められております。これを許します。小林進君。

○小林(進)委員 ただいま文部大臣と野党の諸君との問答を聞いておりますと、答弁が少しも進展いたしておらないのであります。しかしこの問題は、この二法案の根柢をなす重大問題であります。いわば日教組あるいは教職員諸君がいかに偏向教育を行つてゐるかというこの事例の問題、それから日教組の中に共産黨員がいて、それがどれだけフラク活動ないしはオルグ活動をやつて教育にいかなる重大なる影響を及ぼしておるか、この二点がこの二法案の事実上の根柢をなす問題である。だからわれ／＼は、この国会の忙しき中において、われ／＼同僚諸君をわざ／＼現地に派遣をさせまして、文部省提出の資料が適当であるか適当でないか、そういうことの調査に任じた方々の報告を今こゝで承りますと、文部省の報告とわれ／＼同僚諸君の報告とは実に大きな事実上の相違を来しておる。われ／＼は思想や感情に——あるいは結論においてもそうでありまふ。事実の上に重大なる相違を来しておる。いやしくもわれ／＼がこの二法案を審議する際の根柢をなす、その事実上の問題に對して、文部省の資料とわれ／＼同僚諸君の調査がこれほどの大きな差があるというならば、これをそのままにしておいてこの法案を審議することはまことにむだであります。従つてわれ／＼は今日同僚諸君が報告せられましたその報告の速記録なりを全部しさいに見て、文部省も事実上において違つてゐるがあつたら、その資料を訂正してもらつて、そしてほんとうに実情に即した材料の上においてわれわれはこの法案を審議して行くという順序に持つて行きたいと思ひますので、われ／＼同僚諸君の今日の調査の資料ができ上り、同時に文部省でもなお正確な資料を出してもらふ、その上において私どもは議事を進めて行きたいと思ひます。

なお、あわせて私は委員長に発言をお許し願ひたいが先ほど言つたやうに共産黨が日教組の中でどのくらいフラク活動、オルグ活動をやつて影響を及ぼしておるかというところは重大問題でありますから、これに對して私はこの前國警の齋藤長官に對して資料の提出をお願いした。それに対して委員長は、委員長の発言がありますから私は速記録を讀みますが、……速記録が今出て来ませんが、齋藤國警長官に共産黨の資料の提出をお願いして、委員長にも善処をお願いしたいと言つた。委員長は、承知をいたしました、こつておられるのであります。承知をしておられながらもなおその重要な資料の配付がない。繰返して申し上げますが、共産黨のフラク活動の影響と偏向教育の事実というものがこの二つの法案を審議する根柢なんです。この根柢だけはわれ／＼はどこまでも正確な資料を持つていない以上は、重大な法案に對してほんとうに審議ができな

い。本日聞いておりますと、私は国会生活を数年やつておりますが、これくらいのお粗末な、ずさんな資料を提出せられたことは初めてであります。いやしくも十年間続いたわが日本の教育をまた逆転せしめるといふようなまさに革命的な重大な法案である。そういう法案を審議する根底になる資料がまさに国会始まつてないようなずさんな資料を提供して、これによつてこの法案を審議するというような——文部省の責任をわれ／＼は追究しなければなりません。責任の追究は議事進行の問題ではございませんので、これは省略いたしますが、とにかく資料を整えるまでしばらくこの審議を留保せられることを動議として提出する次第であります。

○辻委員長 ただいま小林君は調査の資料が完全に整うまでこの審議を中止するという御動議を提出になつたのですね。そういうことなんです。

○小林(進)委員 文部省の資料……。

○辻委員長 文部省の資料と、それから委員の資料がまとまるまで——それの御動議を御提出になつたわけですね。

○小林（進）委員　そうです。

○辻委員長 それは承りました。あとで採決をいたします。

で採決をいたします。

それから私に對する御質問もついでにお答え申しておきますが、いかにもあなたから要求になりまして、国警の方へ要求はいりました。しかるにその後における委員会におきまして、共產党の日教組における人数——それはそのときの中心でございました。それに付隨して各県別とか、年別とかいうようなことも御要求になりましたの

で、あわせて要求いたしました。が、人数以外は職務の關係上発表できないというところでありますから、できないものを無理に求めるわけには参らないので、これはあなたの御要求通り、発表し得る限り発表ができておる、かように私は解釈いたしております。

そこで小林君から文部省並びに委員におけるところの資料が整うまで審議を中止すべしという動議が出ました。○山中(真)委員 ただいまの小林君提出の動議に反対いたします。

○辻委員長 それでは小林君から審議を暫時中止せよとの動議が提出せられましたので、まず小林君の動議について採決をいたします。小林君の動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

贊成者起立

○辻委員長 起立少数。よつて小林君の動議は否決されました。

審議を続行いたします。辻原君。

○辻原委員 ただいままで調査の結果について論議があつたのですが、なお今同僚の小林委員から大臣の答弁に対して、大臣の答弁が調査の結果の報告と著しく食い違う、その資料が的確にあらなければ審議を進められないとい

う動議が提出され、ただいま否決せられたのであります。が、私はこの動議が提出になった理由をいろいろ考えてみますると、結局問題は、いろいろ議論が出ておりますけれども、一体今回の調査がどういう目的で行われ、しかも文部省から出された偏向事例と称するこの参考資料が、どういうことからこれが要求されて、文部省が提示せられたかという点にまでさかのぼって、私は、これは大臣も、またわれ／＼委員ももう一度考えてみ直さなくちやい

かぬかように思うのであります。と申すのは、この偏向教育の事例というものが、先ほどからの大臣の答弁によりますと、最初から確実な信憑性を持ったものだと考えて出したものではない、こういうふうに話がされておるのであります。それは速記録にも残つておるから明かであります。ところがこの偏向教育の事例を出してもらいたいと要求したのは、これは議会側であります。要求した趣旨は、そういうものがあると大臣が説明されたのであるから、あるなればその的確な事例を出してもらいたいということ、これでございましていつて出したものだ、私はこういうふうに考える。ところが従来いかなる資料を議会が要求いたします場合においても、出す方において、それがもちろん内容等において、あるいは一つの方針を参考にするために議会が要求して、それをわれ／＼が検討するような場合においては、それその見解が異なつて、その資料に信憑性があるとかないとかいうふうなことが問題になると思いますけれども、今回これを出せと言つたのは、そういう事実があると云つたことに對して、あるかないか、あるならば的確なものを、出せ、こういう意味で要求したものでありますので、従つて論議しているのは、あくまでそのことの信憑性の問題である。またこれは當時は委員会で与党は反対されましたけれども、とにかく委員会として、しかも議院運営委員会の了承を得てこの調査をやつたという経緯は、こんな事実ありやなしやというのを的確に当該委員会の責任において調査して来る、こういうことが目的になつて私は今回の調査が行わ

れたことだと思う。従つて私は本委員会に報告されましたこの調査というもの、は、通例であるならば、当然それぞれの派遣委員が超党派的に一つの報告書にまとめられて、そうして提示されるのが普通の状態であると思う。しかしながら今回の場合においては、それぞれの事実認否についても異つた見解があることが当然予想されたから、こういういろいろ／＼な報告がなされたと思ふ。しかしながらその個々の委員が報告されましたことは、少くともこれは当委員会において決定した事項を遂行したのである、私はこれは重大な責任と同時に権威がなくなちやならぬ、かような意味において私はこの報告を一つの権威として承つたのであります。ところがその委員会が自己の責任においてやつた調査の結果と、文部省がここに提出されたものとは、その事実において多少の考え方の相違はやむを得ないけれども、重大な部分についての食い違いがあることは事実であります。たとえば先ほど事例としてあげられた岐阜県の恵那郡の問題にいたしましても、端的に指摘をいたしますと、この問題については、いわゆる松川事件の問題を取扱つたという事実、これはあつたかもしれない。私は行つたのではないから断定するわけには行かないけれども、皆さんの報告を聞いてあつたかもしれないと思う。しかしながらここに報告されている事項またこの資料は偏向教育が行われているかいないかという偏向資料であります。しかもここに記述されていることは四年生の児童に対して偏向教育が行われた、集めてそこで話をしたということである。かりに松川事件の問題を

うが異なつて来ると思う。従つてこの点についてごく一例でありますけれども、他にあるいは愛知県の問題と言ひ、あるいは岩手県の問題と言ひ、高知県の問題と言ひ、個々に指摘をいたしますならば、そういう重大な食い違ひが調査の結果において個々に出て来ておるのであります。従つて先ほどから岡小林委員が言われるように、この資料に対して新たな――大臣は先ほどから私が自分で調査をしたのでない、いろ／＼な形でこれが集まつて来たものをただ出したのだ、こう言われた。今までであつたらそれでよろしい。しかしながらそのことに對する信憑性というものを知る必要があるということ、当委員会は調査をやつたのであります。従つてそのやつたことについて、権威をここにあらしめなければならぬ。あなたはそれは委員会であつたの

○大連國務大臣　この資料の信憑性について委員会の方で実地をお取調べになつて、委員会全体としてほんとうかうそかということをおきめになつたわけでもないようでありますし、具体的にお調べになつた委員のうちにも、その判断はそれ／＼違つておると思ひます。そこで辻原君がこれは事実信憑性のないものと判断する、かういうことを今言われたのです。そこで文部省との間に信憑性に対する見解が食い違つておる。だからどういうわけで食い違つておるか、それを言えと言われるののうふうに判断されたのである。それによつて生じた食い違いは文部省が弁明しなければならぬというりくつはなしななければならぬといふことはい。あなたの判断に合うような資料を私の方で出さなければならぬということはありません。

そこで大臣が答えに非常に憚んでおられるようだから、伊藤委員にお伺いをいたします。これは小さい部分でありますけれども、全体の資料が正しいか正しくないかの一つの事例としてお伺いしたい。それは先ほどから言っているように、四年生の子供を集めてその席上で松川事件の話をして、その結論が死刑は不当であるというふうな結果ことを教えたんだというふうな結果が、あなたの調査によつて出たのかどうか、特に伊藤委員からはつきりお答えが願いたい。なおその点の話が先ほどの話と食い違えば、ほかの委員からお願いすることになるかもしれません。

合いが各委員は……(発言する者多し)
まず私の言うことを聞きなさい。今申し上げましたように、伊藤君に対する質疑は先ほどの申合せもありますし、討論にわたるおそれがありますから、この程度でおやめをいただきます。それぞれの御報告をいただきまして各委員それ／＼に判断をいたすことと存じますので、もつぱら先ほどお約束いたしました政府に対する質疑を續けてください。(発言する者多し)ちよつと速記をとめてください。

〔速記中止〕

○辻委員長 速記を始めてください。

○辻原委員 今伊藤委員にお伺いをいたしましたましたが、私の質問いたしましたのは、きわめて小部分であります。この恵那郡で行われた会合の性格、そういうたことを私は尋ねておりません。四年生の児童に対して、ここに述べら

のか、そういう事実があつたのかどう

たのであります。それに対しては、伊

関する限りはなかつたところ言われ

ものは、そういうことを子供にやつた

めてそういうことをやらなかつたとい

これを認められるに至つては、私は

100

当然であります。従つて、これは、こ
こに出されたものは、大臣の先ほどの
話とは違ふ。これについて、大臣がな
おかつそういう事実があつて、この恵
那郡はいわゆる偏向教育を行つてい
るというふうな解釈されて、ここにあげ
られた事例を、かくのごとき文章でそ
のまま載せていることについて、私は
当然撤回されるべきであると思つてい
ても、大臣はそのことについてどうい
うふうにお取扱ひになるのであるか。

○大達國務大臣 恵那郡の学校に關連
した事柄について、辻原君あるいは他
の委員の方々がどういふふうな御判断
になるか、これは先ほどから申すよう
に、その御判断にまかせるほかはない
のであります。ただその判断を私にも
そう思ふ、こゝ言われても、私はそれ
は承服できないのであります。同時に
またこの資料を出したからといつて、
この資料の通りであるといふことであ
なたの方に私の方で判断を押しつける氣
もない。これは先ほどから申し上げる
ように、この資料の信憑性あるいは委
員の方が突地調査をされたその報告の
信憑性、これは個々に御判断を願う以
外にないと思ふ。

○辻原委員 大臣は盛んに判断々々と
言われるが、これは判断をすべき問題
ではないのであります。そこに仄さ
があるかどうか。これを認めるかいな
かの問題にやないですか。偏向教育を
抽象的に述べられる場合においては、
恵那郡に偏向教育があるかないかとい
う判断が、おのずからその人の頭の中
にある。問題は違ふのです。具体的に
こゝ／＼いつ／＼／＼こゝういふ偏向教育を
やつたという事例については、これは
客観的な事実があるのです。あなた方

がそういう一つの論理の矛盾を犯して
までこのことを押しつけようとするこ
ろに問題がある。それでしよう。だ
からこれは私の判断にまかせると言
うが、これは今伊藤さんが証言されたよ
うに、伊藤さんそのことはなかつ
た、それからそのほかの人たちもな
つたと言つておる。あるならあると
つてごらんない。あるならあると
つてごらんない。速記に残つてお
る。あるならあるとつてごらんない
い。なおかつ、それにもかかわらず、

大臣は判断の問題だからと言われるに
ついては、これは私は承服できません。
判断の問題ではない。判断の問題
ではなくして、事実認定の問題につ
いて、その調査の結果は、これは誤つて
おりますという限りにおいて、それは
私の判断とは異なるということが大臣
は言えるのであります。しかしながら
今大臣はこの席上において、各委員の
調査されて来た事実に対する判定を
つがえす何らの資料も何らの証言もな
されておらぬじやありませんか。それ
をすべからぬじやないならば、これ
は別個の問題であります。しかしこの
ことは、あなたがやらないという限
り、私はこの質問を続行せざるを得な
い。

○大達國務大臣 今申し上げるよう
に、この提出した資料の事実があつた
といふことをあなたの方に押しつける意
味はないのであります。ちつとも押し
つけるという氣持はない。あなたは、
これは事実の認識の問題だから、判断
の問題ではない、こゝ言われるけれど
も、事実があつたかどうかといふこと
は、各人の判断にまづ以外にはない。
これは判断の問題でないと云われる意

味は、どうも私の言う判断と辻原君の
言われる判断とは意味が違ふらしい。
これは事実があつたかないかといふこ
とを判断する問題です。これは仄さ
がそこにあると言へば、だれでも目
に見えることだから、みなそう思つてし
よう。しかし、めくらならあるかない
かわからないのです。いわんや過去に
あつた、遠方にあつた事実を事実なり
と認めるか認めぬか。それを判断の問
題でないと云われても、私には何のこ
とかわからぬ。

○辻原委員 これは私が言う判断と大
臣が考える判断とは違つておる、こ
う大臣は言われるけれども、私の言つて
おることは常識だと思ふ。事実につ
いてどうかといふことは、これは客観的
に判断ができる。おそらくあなたの言
われておる判断というものは、それはそ
の地帯の教育の中に、こゝういふ事象は
除いて、そういう偏向教育があつたろ
う、あなたはそう判断されるに違ひな
い。ところが問題は、それから一歩前
進しておるのです。具体的にあつたと
ここに書いてあるじやないか。あなた
も一べん読み返してごらんない。こ
こにちやんと具体的にあつたと書いて
ある。いつ／＼何年の生徒、こゝうい
う問題について／＼の偏向の教育を
行つたと書いてある。だから、そのこ
とについては、委員は現地に／＼行か
れて、あらゆる客観的な材料を収集し
て、ここに書かれてあるようなことは
なかつたと当委員会に報告をやられて
おる。またあなたは、こゝういふふう
に追究して行けば、これは別段その通り
信じてくれと押しつけたものじやな
い、こゝ言われている。しかしながら
それは初めからすべて自信が持てな

つたからといふことが私は前提であ
らうと思ふ。しかし今その信憑性いか
んといふことで、委員会において少く
もそういうことがなかつたといふこと
になれば、この記事は当然誤りである
といふふうにあなたの方でたゞいまや
られるか、私の方では疑問なんだから
後刻さらに調査をしてそのことにつ
いての事実を確かめようとする
か、この二つの行動がなければ、こ
こに資料を出された文部省といふもの
は無責任きわまることである、こゝうい
ふにいわざるを得ないではありません
か。私は今二つのことをお伺ひしたの
です。判断といふ具体的事実については
何も個人が頭の中で考える問題じや
ない、客観的材料さえあればすぐさま
ここに結論が出て来る問題であります。
それが誤りであるならば誤りであると
あなたが判断されるならば、それに対
する客観的な材料をあなた自身が握つて
委員の調査とこゝに對決してみる必要
があるじやありませんか、こゝういふこ
とをあなたは考へにならませんか。

○大達國務大臣 私はかような事例が
あつたと判断をするから資料として出
したのであります。辻原君はなかつた
と判断をされる、これは判断の違ひであ
ります。辻原君の言われるような判断
に私をどうしてもそこまで持つて来な
ければ承知せぬと言われても私は判断
が違ふ。私の方も私の判断にあなた方
がどうしも追従せられなければならぬ
とは思つておらぬ、それはめい／＼判
断の違ひです。

○辻原委員 辻原君の判断、こゝ言わ
れたのだが、私の判断じやありません
ん。これは当該地に行つて来た委員の
調査結果に基く報告じやありません

か。報告の結果について……（報告
の結果についての判断じやないか）と
呼ぶ者あり）ばかなこと言ふんじやな
い。報告の結果について、そのまゝ載
つてゐるのに、その報告の結果を白と
か黒とか判断することがあります。か
報告が、全部同じようなことがなされ
れば、耳が遠くなければその通り聞
える、その通り目につくのです。それ
を判断しなければならぬといふふうな
おかしい論理が常識でありますか、そ
んなばかなことを言うものじやありま
せんよ。具体的に先ほどの野原君の報
告を聞いても、田中委員の報告を聞い
ても、私が今指摘をしてゐることに
しては速記録にちやんと載つてゐる。
その事実はなかつた、ここに書かれて
ゐるようなことはなかつた、こゝ言つて
ゐる。私はほかのことを尋ねてゐるの
じやありません。全般的な偏向教育が
あつたとかなかつたとかいふふうな個
人の主観に基く問題をこゝでお伺ひし
てゐるのではありません。ここに書か
れてゐる客観的事実についてどうか
いふことを聞いてゐる、そのことを判
断するとかなんとかいふ問題について
は別個の問題じやありませんか。

○大達國務大臣 何へんお答えしても
同じことではあります、事実があつた
かなかつたかといふことは各人の判断
の問題であります。現に裁判官は――
判の字が書いてある、裁判官は何を判
断する、事実があつたかなかつたか
といふことを判断する、その場合に裁
判官の判断と弁護士の判断は違ふか
もしない、あるいは下級裁判所の判断と
上級裁判所の判断は違ふかもしない
い、事実があつたかなかつたかとい

ことに對する判断であります。あなたは事實の問題について判断の余地はない、こゝ言われるから、そういうことは私にはわからない、こゝ言つてい

○辻原委員 裁判であるならば必ずその事實の認否についてそれ／＼の立場において客觀的資料を集めた上で判断を下すのです。委員が現地に調査に行つて来たということは客觀的に資料を集めるために行かれた、その客觀的資料に基いて今各委員がなかつたと言われている。私はその客觀的資料である委員の調査というものを信頼するがために、そのことはなかつたというふう

に、私はその通りを判定するわけですから、ところが大臣はただここに書きつぱなしであつて、これだけの客觀的資料に對して、あなたはそれを私の判断だと言われていることに對しては、何ら實証をする客觀的資料を示しておらぬからこゝういふ論争になるのです。ここにあなたが出されておるならば、私はあるいは資料の収集方法、客觀的資料の集め方の相違があつた、そこから先はこれは見解の相違であるということも申し上げるかも知れぬけれども、あなたはそれに對してあなた自身を裏づける何らの資料もここに出されておらないから言つておる。その事實について、少くとも調査に行かれた委員は何らそのことを否定せられる委員がおらぬのですから、だからこの委員会においてはなかつたというふうにし

か判定できない。それに對してあなたの方では、なおかつその判断についてあなたの資料を提示されるというお氣持がないというならば、これは先ほどどなたか言われた国会の審議に、

文部省はあるいは文部大臣は協力をしておらぬというふうな論断されてもやむを得ないと私は思う。

○大達國務大臣 辻原君の御質問であれば先ほど答弁した通りであります。それはこのたびの出張されたその報告に基いてあなたは事實無根である

と判断されたのです。この報告というものが絶対のもので、それであなたはこれに基いてそういう判断をされた。しかしこれを私にも当然その通り判断せよと言われても、これは困るということを申し上げておるのです。判断を強制されても困る。それから一体質問であるのか、進んで資料を出せという資料の提出を要求せられるのか。資料の提出はいたしません。

○辻原委員 どうも大臣は人の質問を正しく聞いていないきらいがあると思ひます。私の申し上げておるのはいさぐさで事實無根と言つておるのじやありません。ここに書かれておるやうに、四年生の子供に對してそういうことをやつた事實なし、こゝういふやうに各委員は報告せられておる、ところがこれにはそのことが子供に對してやられたと記述されておるので、それについて誤りではないか、こゝう私は言つた。それをあなたは自身身の判断であらうと言つた。それは判断の問題じやない

と先ほどから繰返し／＼述べておる。だからあなたが、しかしながらなおかつ委員の調査の結果については信頼できないとするならば、当然そこに、ここに記述されたことが正当であるということを裏づけるための資料を見せたいだくか証言をしていただかなければ、私はそれについて納得することはできない。しかしこゝういふ資料は出す

お氣持がない、こゝ言われる……。

○大達國務大臣 これはいつまでたつても同じでありまして、どうもあなたが御納得できなければやむを得ません。

○辻原委員 そういうふうな事實に相違をしておつてもそれを率直に認められない、しかもそれを誤りでないと固執される限りにおいては、当然それならばその理由をお聞きしましょう、その資料をひとつお目に掛けていただきたいというやうな、まことに筋の通つた話を、大臣がこれを拒否されるということについては、これは問答無用であります。そういうことは私は今までの少くとも委員会の審議においてはなかつたと思う。個々の委員が見解の相違はあるが、それ／＼やはり正当なことに對しては納得の行くやうな説明を當局がされ、われ／＼もまたそういう當局の説明については納得が行けばそれで了承します。これは少くとも委員会の通例の審議であり、また当委員会においても従来からもそうやつて来たし、そうあらねばならぬと思つけれども、大臣がそういうことまでも何ら顧慮されずに審議を進められるということにおいては、私は一応この問題についてはこれ以上の審議を進められな

いと、先ほどの小林委員と同じやうな見解を持つに至りました。

○相川委員 関連して一言だけ私言わしてもらいますが、私は現地に調査に行つておりませんので、現地調査の結果がどういふ事實が現われるかという

ことに、非常に大きな期待を持つて静かに聞いておりました。その結果は同じ班でも各委員の間に多少事實の認識において違つておるのがあるやうで

す。また文部省のお出しになつた資料と各委員が見られた資料との間にも多少の食い違いがあるやうです。しかしながら、これを総合的に靜かに考えますときに、偏向教育の事實は、われわれが考へておつた以上に大きいものがあると思つて、これはどうしてもほうつておくことはできないと考へるのであります。この今問題になつております二、三の事實の調べについては個々を考へる必要があると思つて、その学校なり教職員を今ただちに行政処分で懲罰に付すとか、あるいは刑罰に付すとかいふことではありません、あくまで事實を深く／＼掘り下げて行かなければなりませんけれども、そうした問題じやない。われ／＼はこの偏向教育の大体の状況を見ておる。この資料で十分なんです。従つて各個のこまかいことについての各委員の食い違いを追究して時間を浪費するということとはとらざるところである。私はこれでたくさんだと思つて、これ以上論究する必要はないと考へます。この辺で大体いいじやないかと思つて、私の意見を申し上げます。

○辻委員長 小林進君。

○小林進君 委員 私も先ほどの動議によりまして、われ／＼の質問の根底をなす重大な事實の認定に大きな開きがありますので、実は質問をするという自信も失つたのであります。こゝういふ動議に敗れたわけですからしかたがない、順序に従つて御質問を申し上げて文部省から配付せられた資料は、まさにわが国会創立以來かつてないやうな資料であります。この資料の第一ページには、山口日記というものが偏

向教育の事例として載つてゐるのであります。私は、この山口日記の事例を実は自分で精読してみたのであります。精読をしてみました、どうも私の判断をもつてすれば、一体どこに偏向教育があるのか、一体これのどこがいけないかというところが、とうていのみ込めない。山口日記、この小学生日記、中学生日記、ともに一九五三年五月から八月、しかもこれは決して検定を要する教材じやない、参考書の程度で配付されたのであります。その欄外に書かれた一つの文章にすぎない。その内容においてさえ私はどうしてものみ込めない。どこが一体偏向教育の事例であるか、この山口日記の具体的な問題をお聞かせ願ひたいと思つてあります。

○大達國務大臣 これも小林君と私の判断の違いであります。あなたはつゞさに精読して、どこに片寄つた点があるかわからないとおつしやるのであります。私は、私は至るところに片寄つた点があると思ひます。これはいまさらこれを讀み上げなくても、世間でもさうに認めておるのであります。

○小林進君 委員 私の懇切丁寧な非常に妥協的な質問に對して、こゝういふ不親切な返答をされた。委員長、あなたは公平な委員長として、少しはさういふ大臣をしかつてください。翼賛議会の戦時中の内務大臣の答弁ならよろしいかもしれませんが、今働く大衆全部を背景にして、國民の代表として選出されたわれ／＼に對して、こゝういふ

ずさんな答弁をするのはけしからぬ。もし國民の全體がそれを認めてゐるというならば、あるいは小林進の個人的な意向を述べて悪いというのであるなら

ば、私は参考までに文芸春秋に向坂逸郎氏が「教育は権力の侍女か」という見出しで山口日記を学者の立場で書いておられるものの一節を讀んで、いまだ大臣の御返答を願いたいと思う。「山口日記なるものを、私は、全部讀んで見た。」と向坂逸郎氏は言われるのであります。「これのどこが悪いのか私には分らない。」小林進と同じ意見であります。「これが悪ければ、平和憲法にさんせいした人、いまでもこれを衛ろうと心にかけている人は、全部極悪人になる。」というのは、この「日記」の編集の精神は社会主義でもなんでもなく、平和憲法をまもろうというところにあるから。私の見た山口県教職員組合編輯の「小学生日記」は、去年の五月から八月まで、小学生がつけるようになったという日記で、各頁にいろいろな読ませる文章がのつてゐる。「子どもの日の子ども会」とか「おかあさん、母の会に行つて下さい」とか、「麦かりの作文」とか「生きた文学」とか「星」等々沢山ある。「生きた文学」には、別にプロレタリア文学論があるわけがなく、林美美子のことであつて、「正しくはつきりした心の持ち主である」といふこと、何事にもくじけず勇気を出してぶちあたつて行くことによつて本當に生きた文が生れるはずだ」と書いてある。「星」のところにはヘルタースの伝説が書いてある。そこでどこが問題になつたのか、「教組」に行つてきて見ると、まず第一に、そのむかし、国民にうその情報ばかり教えてくれた元情報局総裁天羽英二氏は、「メーデー」の記事で、毛利元就が三人の子を枕もとによんで、三本の矢を示して団結の尊さを示

した話のつてゐるのをさして、これは「中共がたえず放送しているの」と一致している。山口教組は中共と関係がある」と講演したそうである。毛利元就のこの話は、日本国民なら知らぬ人があるまい。私も小学生の頃から聞いてゐる。そのむかし、名にしおう反動屋たることをかわれて警視總監になつた安倍源基氏は、県教委主催の「PTA協議会」で「日記」を攻撃し、「赤い教職員組合」なるパンフレットを全校長、PTA会長に配布してゐるそうである。この人々が戦前、戦中何をしたかを、考へて見るといふ。いいですか、大臣、あなたのことを言つてゐるんですよ。「戦中何をしたかを、考へてみる」といふ。この人達は、國民を反省する代りに、平和憲法の精神を「アカ」と言つて排けきするのである。「日記」の五〇頁にある「ソ連とはどんな国か」というのが問題となつた一つであるそうである。この記事は、なるほど書き方は、余りうまいとはいへない。いまだし筆者の判断をおさえて客観的な叙述の仕方を工夫すべきであらう。しかし、最後には「アメリカや日本の「資本主義国」と、どこがちがうか、どこがよいかしらべてみて下さい」と書いてある。この精神が叙述にもつとよく表れていけば、どんな悪意のある人間でも、問題にする余地はあるまい。こういうふう書いてあるものであります。特に私は大臣に質問する材料として、さらに申し上げる。「大達文相は、今度あなたのことを書いてある。「軍部ファシスト達に使われた旧官僚(満洲国総務長官)である。「週刊朝日」(二月二十八日

号)によれば、戦後果敢生活から出所するや「十年若ければ修養になつたとも言ふかも知らんが、実際はバカバカしい生活だつた」とうそぶいたという。無反省な人間を目のあたり見るような気がする。」これはいま一回申し上げます。「無反省な人間を目のあたり見るような気がする。彼等がやつた仕事は今日の日本國民の不幸であることを腹の底から反省して見なければならぬはずである。ファシストに使われた旧官僚は、意識して、又は意識しないで、一歩々々旧日本にもつて行く努力をしてゐる。目先のこと、日本の地位のこと、日本の意地などにこだわるのは、やめたがよい。歴史はかならず「どちらが本當の泥棒か」を決定するだろう。あまり遠くない将来に。」こういつておる。今あなたは、世間の一般の人が全部この日誌は不当であると判断してゐると言ふが、身近なところで、やつぱり学者はこのように、あなたこそ反省のない旧官僚であると言へておる。これに對する御答弁を私はお願い申し上げます。

○大達國務大臣 この向坂という人は、——向坂という人は私は全然知らぬ人でありますが、私は知らぬにもかかわらず、非常に私のことはよく調べておる。でたらめな調べ方でありまして。こういう学者がおるのかおらぬのか知らぬが、事實の真相を確かめず、よくもそんな巷間の雑誌にうそを並べ立てたものだ、こう思つておられます。それからその向坂氏の論文だか何だか知らぬけれども、それにはこの山口県の小学生日記で、当りさわりのなところだけを書いてある。その今書き立てた以外の部分が問題があるのであります。これは現にあなたは全部精讀したと言われるから、何もここであらためて讀み上げる必要はありませんけれども、この向坂氏の今の説きになつた文句のうちにも、ソビエトの説明に關係して、もう少し客観的に書いた方がよかつた。それは書き方がまずいんだ。書き方のまずいということ、客観的にもう少し、片一方だけの書き方をしない方がよかつた、こう書いてある。しかしこれは書き方のまずい上手の問題ではない。中身の問題である。これをただ書き方がまずいんだ、こう言つておる。そうしてみると、その向坂君の論文自体がやはりソビエトの説明をした部分については、片寄つておる、こういうことを認めておると思う。それはもし何ならここで讀んでみましようか。(「もういい」と呼ぶ者あり)これは讀まなくても、あなたは非常にこれを精讀しておるというのだから、精讀しておるのだつたら、読む必要はないでしよう。(小林(進)委員「讀んでください」と呼ぶ)せつかくあなたは向坂氏の論文をお引合ひになつたが、今お讀みになつた文を、もう一ぺんよくごらんになれば、向坂氏自身はこれを片寄つておるということを認めておる。それを書き方が下手だと言ふ。書き方の巧拙の問題じゃない。そのすぐあとに中身の問題を出しておる。

○小林(進)委員 向坂君がこの文章でうそを言つておるとあなたはおつしやつたが、どこがうそを言つておるか、それをお聞かせ願ひたいと思ひます。

○大達國務大臣 私に關係する分は、大部分うそであります。

○小林(進)委員 あなたは満洲国総務長官をおやりになつたというのはいうそでありますか。

○大達國務大臣 経歴はその通りであります。だから大部分がうそだといふのです。

○小林(進)委員 事実と合つておるじやありませんか。それでは向坂君の文章がいやしくもうそだということになれば、どこが一体うそか、それを聞かしてもらわなくては、私は納得できない。(大塚日現先生に會つて聞いて来い)と呼ぶ者あり。君は一体、多くの思想をなせきすのだ。なせきすす必要がある。けしからぬことを言うな。

○辻委員長 お静かに願ひます。どうぞ御質問を……

○小林(進)委員 私の思想が何だといふんだ。

○辻委員長 なるべく委員諸君の氣分を損するやうなことを言わないように、ひとつ控えてください。

○小林(進)委員 それでは私はいま一回讀み上げますから、どこがうそだかひとつはつきり言つていただきたい。

「大達文相は、軍部ファシスト達に使われた旧官僚(満洲国総務長官)である。「週刊朝日」(二月二十八日号)によれば、戦後果敢生活から出所するや「十年若ければ修養になつたとも言ふかも知らんが、実際はバカバカしい生活だつた」とうそぶいたという。無反省な人間を目のあたり見るような気がする。彼等がやつた仕事は今日の日本國民の不幸であることを腹の底から反省して見なければならぬはずである。ファシストに使われた旧官僚は、意識して、又は意識しないで、一歩々々旧日本にもつて行く努力をしてゐる。目先のこと、日本の地位のこと、日本

の意地などにこだわるのは、やめたがよい。歴史はかならず「どちらが本当の泥棒か」を決定するだろう。あまり遠くない将来に。これはどことがうそでありまするか、ひとつお聞かせ願いたいと思うのであります。

○大連國務大臣 それでは委員長、その雑誌を貸してください。——あなたが読み上げられた中でどこがうそかと言われるから……。

○小林(進)委員 私はあなたより親切だから、あなたが貸してくれと言えちやんと貸してやる。いいですか、このようにあなたもひとつ親切にしない。

(小林(進)委員、書類を大連國務大臣に示す)

○大連國務大臣 ちようどいいぐあいには赤棒がひつばつてある。——これで見ますと、「大連文相は、軍部ファシスト達に使われた旧官僚である。」、これは間違ひであります。私はファシストなんかに使われた覚えはありません。それから私が「果腸生活から出所するや」「十年若ければ修養になつたとしても言うかも知らんが、実際はバカバカしい生活だつた」とうそふいたという。無反省な人間を目のあたり見るような気がする。これは拘留所というものは修養のために行くところではありません。これを修養にならなかつたと言つたことがなぜ無反省であるか、こんなばかげたことに答弁する必要はない。目先のこと、日本の地位のこと、日本の意地などにこだわるのは、やめたがよい。歴史はかならず「どちらが本当の泥棒か」を決定するだろう。あまり遠くない将来に。これは実におもしろい。これは私を何かどうほうと

間違えておるのだ。こういう無責任な態度をつくような者を一々取上げて、ほんとうだのうそだの言つておることはない。この人間は悪意をもつてそういうことを言いふらしておる。これはまともな者ではない。大学の先生か何か知らぬが……。(笑聲) こういうくだぬ者の言うことに何も一々反駁する必要はない。大体において全部これはうそです。大部分がみんなうその皮です。かつてにし摩臆測をしておる。私は一面識もない人だ。一面識もない者が、よくもこんなつづ込んだ批評をするものだ。その無責任たるや驚くべきものだ。

○小林(進)委員 どうも文部大臣もやや頭が鈍つて、年寄りで、短氣になつた。そのどろぼう問題は、前の文章からつながつておるのであつて、例のあなたの大きな——あのどろぼう、ソビエトか何か、どろぼうが来るというので、戸締りをする。戸締りするが、しかしあの方から紳士がどろぼうで入つたという、あの文章を受けておる。将来日本のほんとうのどろぼうは、一体前から来たどろぼうか、うしろから来る紳士か、どつちがどろぼうであるかということとは、歴史が証明するということであつて、これは文部大臣あなたを言つておるのじやない。あなたにはひがんで、自分がどろぼうであるかのように言われたかに聽んでおるが、そういうことじやいかぬ。そういうような文章の読み方をするから、こういうばかな法律をつくるようになるて来る。(笑聲) 大いにそれは読み直してもらわなくてはいいけない。それと同時にいま一つ、今あなたはファシストの手先になつたことはない

と言われたが、しからは戦争中におけるわが日本の軍部が一体ファシストであつたかどうか、わが日本の旧軍閥、旧軍部をひとつお聞かせ願いたいと思う。(答弁の要なし)と呼ぶ者あり。

○大連國務大臣 かようなことの答弁を申し上げる必要はないと思ひます。しかしし軍に關係して仕事をしておつたものが軍部ファシストの手先を勤めたというふうな言い方を、これはむちやくちやなんです。当時軍人として軍部自体に入つておつた人もある。当時軍に關係しておつたものごとくとくを、軍部ファシストの手先であるというむちやなことを言うようなものはまともに話にならぬと思う。

○小林(進)委員 私はようやく順番が来ましてやつと質問に入つた。またあらゆる質問の準備をして来たのでありますが、何か田中君が議事進行の発言をしたいとおつしやいますので、田中君の議事進行に譲ります。しかし私の質問は始まつたばかりでありますので、どうか委員長はひとつ十分御勘案賜わりまして、議事進行が終つた直後なり、いづれにしてもそのあとには優先的にまた私の発言を許すという確約を与えていただきたいと思います。いかがでございますでしょうか。

○辻委員長 よろしゅうございます。田中久雄君。

○田中(久)委員 調査の報告に關連いたしまして文部大臣への質問も相当長時間にわたつて繰返されておりますが、政府提出の資料につきましては、事実調査の結果資料に多少の食い違いのあることはここに見出されるのであります。この点はよく調べていただくことが文部当局としても当然のことと

思われます。つきましては、この事実の相違がありました場合は訂正をしていただきたいと存する次第であります。それによりましてこの事実調査に對する質問は終りたいと思ひます。

○大連國務大臣 ただいま田中委員から御発言でありましたが、私どもの方で提出した資料が、事実と相違しておるといふことがはつきりいたしますれば、これを訂正するにやぶさかではありせん。決してこのままで委員会の方に押しつけるという考えではありせん。

○辻委員長 本日はこれにて散會いたします。

午後七時三十四分散會

昭和二十九年三月十六日印刷

昭和二十九年三月十七日發行

衆議院事務局

印刷者 大藏省印刷局